

第百七十一回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 二 号

平成二十一年三月二十四日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 水野 賢一君

理事 小野 晋也君

理事 小杉 隆君

理事 西野あきら君

理事 伴野 豊君

理事 あかま二郎君

理事 北村 茂男君

理事 木挽 司君

理事 坂井 学君

理事 中川 泰宏君

理事 藤野真紀子君

理事 古川 慎久君

理事 山本ともひろ君

理事 田島 一成君

理事 村井 宗明君

理事 古屋 範子君

北川 知克君

土屋 品子君

岩國 哲人君

江田 康幸君

上野賢一郎君

小島 敏男君

近藤三津枝君

鈴木 俊一君

福岡 資麿君

船田 元君

馬渡 龍治君

末松 義規君

田名部匡代君

吉田 泉君

江田 憲司君

環境大臣 齊藤 鉄夫君

環境副大臣 吉野 正芳君

環境大臣政務官 古川 慎久君

政府参考人 鎌形 浩史君

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人 西村 泰彦君

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人 椎川 忍君

(総務省大臣官房地域力創造審議官)

政府参考人 香川 弘明君

(公害等調整委員会事務局)

政府参考人 小田 克起君

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人 徳久 治彦君

(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人 沼田 正俊君

(林野庁森林整備部長)

政府参考人 西本 淳哉君

(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 羽藤 秀雄君

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 西山 英彦君

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人 加藤 重治君

(資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官)

政府参考人 南川 秀樹君

(環境省大臣官房長)

政府参考人 小林 光君

(環境省総合環境政策局長)

政府参考人 原 徳壽君

(環境省総合環境政策局環境保健部長)

政府参考人 寺田 達志君

(環境省地球環境局長)

政府参考人 白石 順一君

(環境省水・大気環境局長)

政府参考人 黒田大三郎君

(環境省自然環境局長)

環境委員会専門員 吉澤 秀明君

委員の異動

三月二十四日

辞任

木挽 司君

同日

北村 茂男君

補欠選任

北村 茂男君

三月二十四日

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣

提出第五九号)

同月十八日

すべてのアスベスト被害者を補償し、被害の根絶を求めることに関する請願(田島一成君紹介)

(第一〇二二号)

同(楠木道義君紹介)(第一〇三三三号)

大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策を求めることに関する請願(保坂展人君紹介)(第一一〇四号)

同(照屋寛徳君紹介)(第一二三五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(参議院提出、第百六十八回国会参法第一二二号)

環境の基本施策に関する件

○水野委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官鎌形浩史君、警察庁長官官房審議官西村泰彦君、総務省大臣官房地域力創造審議官椎川忍君、公害等調整委員会事務局長香川弘明君、外務省大臣官房審議官小田克起君、文部科学省大臣官房審議官徳久治彦君、林野庁森林整備部長沼田正俊君、経済産業省大臣官房審議官西本淳哉君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長羽藤秀雄君、資源エネルギー庁電力・ガス事業

部長西山英彦君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官加藤重治君、環境省大臣官房長南川秀樹君、環境省総合環境政策局長小林光君、環境省総合環境政策局環境保健部長原徳壽君、環境省地球環境局長寺田達志君、環境省水・大気環境局長白石順一君及び環境省自然環境局長黒田大三郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○水野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。土屋品子君。

○土屋(品)委員 自由民主党の土屋品子でございます。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。時間もないので、早速始めたいと思います。

周知のとおり、二〇〇七年に発表されました IPCC の第四次報告書でも深刻な事態を迎えております。地球温暖化問題ですけれども、私自身、その実態の一部をかいま見る機会に恵まれましたので、そのことについて少し話をさせていただきます。

私は、昨年の六月二十七日から七月三日までの間、衆議院議員アイスランド訪問議員団の団長として院から派遣されました。アイスランド議会との交流促進及び政治経済事情調査を行ってまいりましたが、その際に、首都レイキヤビクから数百キロ離れたところ、ヨーロッパ最大のバトナ氷河を視察し、実際の氷河の後退をこの目で見ることでございました。

このバトナ氷河は、アイスランドの国土面積の約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

約一二から一三%を占めている広大な氷河です。

脱をしていますアメリカ、電力供給の約五〇％を石炭に頼っていて石油の輸入率が約六〇％に達したこの国が今後どのような地球温暖化対策をとううとしているのか、このことは我が国の環境戦略にとっても重要な要因と考えますが、オバマ大統領は、環境分野への集中投資による雇用創出を目標とするグリーン・ニューディール政策を掲げ、温暖

化防止策でも、中期的には一九九〇年水準へ、長期的には対一九九〇年比八〇％削減という姿勢を明確に示し、次期枠組みづくりにも積極的な対応をしております。

国連の潘基文事務総長も、COP14の演説で、現在の金融危機は気候変動問題に取り組み機会でもある、経済危機が拡大する今、緑の成長が数百万の雇用を創出すると発言して、中国や韓国、ドイツでも、再生可能エネルギー産業が景気対策の中心として取り上げられています。

そこで、我が国の環境対策を経済成長のエンジンにとの取り組みについては、環境立国戦略にも方向性としての確な打ち出しがなされているわけですから、環境大臣が総理に提言された今回の「緑の経済と社会の変革」の内容について、投資規模、再生可能エネルギー産業界の拡大、雇用創出といった面から、その効果について御説明願いたいと思います。

○南川政府参考人 ありがとうございます。いわゆる日本版グリーン・ニューディール、「緑の経済と社会の変革」でございます。

私も、環境を切り口としまして経済や社会の構造を変えていきたい、そして、あるべき日本の姿を示したい、活力ある日本をつくり出したいと考えてまして、現在作業をいたしております。

内容としては、CO₂を大幅に削減できるような低炭素社会をつくるんだ、そういったことがやはり核になるかと思ひまして、再生可能エネルギーの充実ということも大きな柱になることを想定しております。

現在、作業をしております。したがって、投資規模、雇用創出の規模につきましては数字はまだ持っておりませんが、できるだけ早く出したと思っております。

その中で、施策としては、小中学校を初めとする公的な施設への太陽光発電の大々的な導入とか、それから、エコポイントなどを活用しましてテレビとかエアコンとか冷蔵庫の買いかえを大々的に促進する、また、小水力やバイオマスを

活用する、そういった再生可能エネルギーを含めた日本の環境技術、そういったことへの投資が進むような形にしていきたいと思っております。その効果につきましても、できるだけ早く算定できるように努力をしたいと思っております。

○土屋(品)委員 ありがとうございます。大変期待しておりますので、頑張ってくださいたいと思います。

次に、排出権取引と環境税についてですけれども、アメリカを見たとき、各州のキャップ・アンド・トレードの取り組みは、二十三州がキャップ・アンド・トレードプログラムを推進し、さらに十州がこれらのプログラムに参加する可能性があるというのが現状の認識なんですけれども、輸送に關しても、特に自動車に關する規制を厳しくして、中には全米の基準より厳しいところもあると聞いています。オバマ大統領は、カリフォルニア等の連邦基準以上の州の規制に關しても支援していくと表明しています。

これらのことから、現在、各州が取り組んでいる、もしくはこれから取り組むこれらのプログラムは全米基準となっていくと予想されますし、また、期待もされていることだと思ひます。

また、企業の視点からは、USCAPに二十七の企業と六つのNGOが参加し、キャップ・アンド・トレードを支持しています。それらの中には、日本でも有名なAIGやクライスラー、フォード、GM、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ペプシコ、それからシーメンス、シュエル、ゼロックスといった有名企業が名を連ねていて、彼らは、私たちは、米国経済を成長させながら、米国の排出増加をおくらせ、停止させ、逆転させる道を進むことを約束しますと宣言し、企業活動を推進しています。

そういった意味では、百年に一度と言われる経済危機で、IPCC第三作業部会の報告にある、二〇三〇年までに排出量を大幅に削減する場合の約一兆ドルとも言われる費用が、この機会に逆に投資として潤沢に世界じゅうを回すことを私は

願っているところでございます。

また、我が国の財政状況を見ましても、年金や医療といった社会保障関係の財源不足は目に見えて逼迫しているわけで、経済状況が好転した時点で、早晩、税制を含めて抜本的な財政改革が検討され、導入されることになると思ひます。そこで、環境税の導入論議も大いにされるべきと考えますし、ぜひ導入してもらいたいと思ひます。ぜひ導入してもらいたいと思ひます。ぜひ導入してもらいたいと思ひます。ぜひ導入してもらいたいと思ひます。

○古川大臣政務官 排出権取引や環境税の導入、こういうものは、経済的なインセンティブを与え、結果的に温室効果ガスの抑制につながると期待されます。例えば、省エネの機器を購入するとか設備投資をするとか、あるいは低炭素型のライフスタイルへの転換を促すとか、そのような形で効果が期待できるわけなんです。

したがって、先生おっしゃいますように、環境税や排出権取引というものの、市場メカニズムを活用して社会を変えていく、これは非常に大事な、不可欠な手法だと考えております。したがって、今後とも、低炭素社会の実現に向けて、こういう取り組みに積極的に力がかかわっていきたいと思っております。

○土屋(品)委員 どうもありがとうございます。低炭素社会実現には国民の意識が非常に大事だと思ひます。

そんな中で、きょうは文科省にも来ていただいていますけれども、昨年の中教審答申を受けて改訂されました小中学校の学習指導要領が昨年三月に告示され、一部が平成二十一年から先行実施、小学校は平成二十三年、中学校は平成二十四年に全面実施予定と理解しております。

そんな中、持続可能な社会という面から、環境教育の重要性は大変大きいものがあると考えています。今回も教科として環境科が採択されなかったことに關しまして、私は当選以来、このことについてはぜひ推進してほしいと言っております。

たので大変残念でございましたが、それにしても、中身としては、児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるようにするため、学校における環境教育の一層の充実を図るとして、さまざまな改善充実が行われることには感謝を申し上げます。ところで、教員等の育成といった面では、まだまだ十分と言えないのではないかと思っております。

そこで、文部科学省において、今後十年、二十年先を見据えたとき、環境政策の重要性も加味して、環境を教科として採用し、教科書の選考、採択などをしていくことについて、現状でどういう御所見か、お聞かせいただきたいと思います。

○徳久政府参考人 豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要です。このため、学校、家庭、地域社会が連携しながら、子供から大人まで国民一人一人が環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育を推進することが重要と考えております。

現在、学校では、社会科、理科、技術家庭科などの各教科において環境に關する教育が行われるとともに、総合的な学習の時間を活用しまして、既に多くの小中学校で教科横断的な環境に關する教育が推進されているところでございます。

さらに、今委員御指摘のように、学習指導要領におきましては、小中学校それぞれにおきまして、持続可能な社会をつくることの重要性の認識とか、持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の探求に關する学習を取り入れるなど、環境教育に關する内容の充実を図ったところでございます。

文部科学省といたしましては、委員御指摘の教科として環境科を設けるかどうかにつきましては、中長期的に検討すべき課題と考えてございますけれども、当面は、学習指導要領の着実な実施を進める中で、環境教育の充実にも努めるとともに、

新学習指導要領を踏まえた新しい教科書の質、量の両面の充実を図ってまいりたいと考えております。

○土屋(品)委員 環境の教科をつくるというのは私の夢でございまして、実現できるようにこれからいろいろなところで発言させていただきたいと思っています。

さて、来年二〇一〇年は国連の国際生物多様性年で、名古屋においてCOP10が開催されるわけですから、主催国として今からどのような活動をしていくのか、また、国内での広報、啓蒙活動が不十分な気がするのですが、その取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○黒田政府参考人 生物多様性に関しましては、その保全また持続可能な利用につきまして国民の一層の深い理解を得ることがとても大事だ、こういうふうな考えておるところでございまして、本年度から普及啓発また広報のプロジェクトを開始しています。

具体的に申し上げますと、生物多様性にかわりの深い著名人によりまして、いきもの応援団というものを発足させて、講演であるとか報道などさまざまな機会に生物多様性についての広報を図る、そういう取り組み、さらに、国民の生物多様性行動リストの提示、民間参画ガイドラインの策定、コミュニケーションワードとして、「地球のいのち、つないでいこう」、こういうものをつくり、公表するというような取り組みを既に行っているところでございます。その他、例えば今月の二十八日には、環境大臣と子供たちとの生物多様性に関する集いというふうなものも実施する予定にしております。

御指摘のとおり、来年はCOP10が開催されます。また、国連が定めました国際生物多様性年でもあるということでございますので、今後、例えばシンポジウムの実施であるとかNGOや企業との対話会合の開催などを初め、数多くの普及啓発、広報活動というものを重点的に展開していきたいと考えておるところでございます。

○土屋(品)委員 本当にいい機会、これをチャンスに、国民が生物多様性ということを理解してもらう機会になればと思います。

環境立国戦略の策定以来、さまざまな標語、目標がつくられていますが、いろいろな言葉ばかりが躍っていて、国民に浸透しているとは言えないものもあると考えておりますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

それから、きのうの新聞に、中国からの大気中に水銀が入っているという記事が出ていましたし、また、数日前でしたか、アホウドリの世界的繁殖地として知られる北太平洋ミッドウェー環礁を含む北西ハワイ諸島で、東アジア地域で出されたゴミが流れ着く場所なんだそうですけれども、年間約五十トンの漂着ゴミが回収されているとの記事が出ておりました。環境問題というのは、地域や国内での取り組みもさることながら、私は、アジアにおけるASEANプラス3の協力は大変重要であると考えております。

そこで、最近の日中韓三カ国大臣会合での広域大気汚染と海洋ゴミについての成果について、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○吉野副大臣 広域の大気汚染とか海洋ゴミ問題、関係国が集まってこの問題を議論するということは、本当に大事なことでございます。

そういう中で、昨年十二月に第十回の日中韓環境大臣会合が開かれて、二つの点が合意されました。

一つは、光化学オキシダント汚染や黄砂に係る科学的知見の共有の研究協力について、さらなる協力をしていくということについて合意いたしました。また、海洋ゴミについては、中国及び韓国に対して、海洋ゴミ削減に向けた取り組みの強化を求めるとともに、各国の対策、経験の共有、一般への意識啓発活動を通じて、海洋ゴミ防止に向けて協力をしていくことを合意いたしました。今後とも、さらにこれを進めていきたいと思っております。

またことしも日中韓の環境大臣会合が開かれますので、そこでも、先生のおっしゃるこの大気汚染問題、海洋ゴミ問題、さらに進めていくようにしていきたいと思っております。

○土屋(品)委員 ありがとうございます。

次に、化学物質の管理に関してですが、我が国でも、国民生活の安心、安全という側面から、このことは大変関心が增大していると思います。

二〇〇二年に南アフリカのヨハネスブルクで開催されました環境サミット合意でも、二〇〇二年までにすべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化すると合意がなされて、EUではREACH規制が二〇〇七年から施行されているのは御承知のとおりですけれども、我が国の化学物質については、一九七三年の法制定以降の新規化学物質については事前の審査を定めたもので、既存化学物質については国が一定の安全性評価をしてきたものの、不十分であることから、化学物質見直し合同委員会が法改正に向けた報告書を昨年十二月に公表したところであります。

そこで、今国会で化学法の一部を改正する法律案の審議が求められているわけですが、大臣の所信にもあったとおり、とりわけ小児の環境保健対策は、少子高齢化の中、未来を担う小児の健康を守る非常に重要な政策であると考えております。

そこでお聞きするわけですが、現行の法律や法律案では単体の化学物質に関する規制の側面しかなく、学校や家庭においてシックハウス症候群というのが今多くなっていますけれども、これが、単体では大丈夫なものが集まったときには、複合物質による有害なものが影響しているのではないかと、いろいろな話も出ております。そういう点で、複合物質による有害物質の規制という観点で、今の法律、今後議論する中では欠落しているのではないかと考えるのですけれども、現状での化学物質の複合汚染に関してどのような対策を講じているのか、また今後どのように規制していくかについてお答え願いたいと思います。

あわせて、次世代の産業基盤技術であるナノマテリアルについても健康や環境に与える影響が未知数であると思うのですが、今後どのように取り組まれる予定か、お聞きしたいと思います。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、単体の化学物質でなく複数の化学物質による影響、これには、例えば、吸入をするあるいは口から入るといって暴露の形態が複数である場合、あるいは物質そのものが複数ある場合、いろいろな場合があるわけですが、それぞれ専門家が、いろいろ複合影響があるだろうというふうに言われております。ただ一方、その影響については、試験評価手法そのものがなかなか確立していないというところが現状でございます。

このため、環境省としましては、複数の暴露を経由した影響についてのメカニズムの解明や、アレルギーとの関係に着目した複合影響について調査研究を進めているところでございます。今後とも、国内外の情報収集をしますとともに、調査研究を進めて、施策の構築に反映してまいりたいと思っております。

また、ナノマテリアルにつきましては、これもさまざまな分野での利活用が期待されている非常に重要な物質でありますけれども、人あるいは動植物への影響が及ばないように、適切な管理が必要だと認識しているところでございます。

このため、環境省としましては、ナノ材料の使用実態等を踏まえた環境中への放出の可能性と管理手法についての知見の収集と整理を行うために、ナノ材料環境影響基礎調査検討会を設置いたしました。本年の三月に、工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドラインとして、今後、事業者等がナノ材料に関する環境保全上の適切な管理方策を選択するための情報を取りまとめたところでございます。

今後、事業者におかれましてはこのガイドラインに基づいて適切な管理を進めていただくため、その周知を図りますとともに、まだまだ未解明な分野もございまして、人及び動植物への影響を評

価する方法の開発あるいは確立や、測定方法の開発、またナノ材料に関する直接的な調査研究について今後とも実施をいたしまして、施策に反映してまいりたいと考えております。

○土屋(品)委員 時間になりました。

微小粒子状物質に関する課題とか、まだまだ今後課題はあると思います。また、そのほか、今後の食料、エネルギー問題を考えたときに、バイオマスや地熱発電の取り組み強化などの推進策について、各省との連携を含めて積極的な行動を環境省に期待して、本日は質問したかったんですけれども、ちょっと時間がなかったのです。

我が国の環境行政がこれまで以上に国民の皆様にとって身近になり、国際的にも評価されることを期待いたしまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○水野委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、日本版グリーン・ニューディール関係を主として質問させていただきたいと思っております。

百年に一度の未曾有の経済危機が今世界を、また日本を襲っているわけでございますけれども、我が国も、二〇〇八年度のGDP成長率は年率でマイナス二・一％、これまで経験したことのない景気の急降下に直面しているところでございます。世界各国が厳しい経済状況に直面している今こそ、環境・エネルギー政策を未来への投資とらえて、新たな産業と雇用の創出につなげていくべきでございます。

公明党は、このため、ことし一月に、三年間で十兆円規模の投資を行って今後五年の間に百兆円の市場規模、二百万人超の雇用を実現する「グリーン産業革命」への提言」をまとめさせていただきました。太陽光発電装置の全小中学校への設置や、また電気自動車、プラグインハイブリッド車など次世代自動車の普及促進、省エネ家電の購

入促進など、具体的な提言を盛り込ませていただいております。

斉藤環境大臣は、十八日の経済財政諮問会議におきまして、日本版グリーン・ニューディールともいふべき「緑の経済と社会の変革」について、検討中のアイデアの一部を御紹介されました。エコポイント等の活用によるグリーン家電の普及や、また太陽光発電の世界一奪還、次世代自動車の普及促進など、我々が提言した内容も盛り込まれた非常に野心的なプランだと思います。

本日は、こうした具体的な取り組みの中から主要な施策を取り上げて、具体的な取り組み方針について伺いたいと思います。

まず最初に、太陽光発電の世界一奪還について伺います。

低炭素社会づくりのためには、化石燃料から脱却して再生可能なエネルギーを大々的に導入していく必要がございます。中でも太陽光発電は、我が国が世界のトップを走ってきた技術でございます。導入のポテンシャルも非常に大きい。新築はもちろん、既存の住宅やビルにも設置が容易でありまして、国民や個々の事業者がみずからの意思で地球温暖化対策に取り組むことを可能にすることは非常に大事なことでないかと思っております。

この太陽光発電を爆発的に普及させるためには、まさに経済産業省が発表しました新たな電力買い取り制度のような仕組みづくりが重要でございます。また、国や地方公共団体がみずからの施設に率先して太陽光発電を設置して、需要を生むことによって価格を下げていくことが有効だと思っております。また、学校に設置すれば、子供たちに対する環境教育も見込めるわけでございますね。

公明党は、全小中高等学校を初めとして公的施設への太陽光発電設備の設置を提言しておりますけれども、このような公的施設への太陽光発電の普及に向けた環境省の取り組みの方針をまず伺いたいと思います。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、庁舎や学校などの公共施設への太陽光発電の導入拡大は、地域に模範を示す率先的な地球温暖化対策として重要である。さらに、地域における防災機能の強化や学校における環境教育効果、あるいは地域経済の活性化といった視点からも非常に重要な取り組みだと認識しております。

三月十八日の経済財政諮問会議において「緑の経済と社会の変革」の具体的なアイデアを大臣から御紹介させていただいた際にも、こうした、学校、庁舎、公園など公共部門での率先導入の重要性について御説明したところでございます。

環境省としては、これまでも、地方公共団体の建物への率先的な導入支援などを行ってまいりました。今後とも、関係省庁と連携いたしまして、導入量の一層の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○江田(康)委員 今、地球環境局長の方からお話を伺いましたけれども、そのような大目標を掲げながらも、幾らお題目を唱えても実質的に設置が進まなければ話にならないわけでございまして、このような自治体の取り組みを進めるためには、私は、学校の耐震化事業のように、国の補助率の引き上げや自治体の裏負担に対する交付税や交付金、また地方債による支援など、自治体の取り組みへのインセンティブが必要かと思っております。これについては総務省にその対応を伺いたいと思います。

○椎川政府参考人 お答えいたします。

私どもも、地方公共団体の公共施設等への太陽光発電システムの導入促進を図ることは重要な課題であると認識しております。現在の小中学校施設の建物の改修事業でありますとか新増築につきましましては、太陽光発電システムを導入する場合には、補助事業、単独事業ともに特別な地方債の対象といたしまして、元利償還金についても交付税に一部算入するということをしております。

しかし、そういう制度のない公用施設、公共施設につきましてもあまねく太陽光発電システムが

導入できますように、地域活性化事業債という地方債の対象といたしまして、その元利償還金の一部について、後年度、交付税の基準財政需要額に算入する。具体的には、地方債の充当率七五％、元利償還金の算入率三〇％という措置を講じております。

今委員から御指摘ありましたように、この措置を拡充するということが検討できないかということとございまして、鳩山大臣も自然との共生ということを政治理念にされておまして、現在、地域力創造プランというものの概要を十二月に発表いたしました。その詳細を詰めているところでございます。

その柱の中に、私どもの定住自立圏構想の推進とか、あるいは過疎などの条件不利地域の振興という問題もあるわけでございますけれども、特に自然との共生による低炭素社会の実現という柱も立てまして、今御指摘のような地方公共団体が行う太陽光発電システムの導入の取り組みにつきましまして、さらなる財政支援措置の拡充ができないかということを検討しているところでございます。

○江田(康)委員 ぜひとも、自治体での取り組みが爆発的に進められるように、さらなる支援措置の検討を早急に続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

さらに、経済産業省が新たな電力買い取り制度の導入を決定されました。この新たな電力買い取り制度の導入につきましては、公明党がこれまで多くの提言や国会質問を通して一貫して主張してきたものでありまして、今回の導入決定を高く評価したいと思います。

ただし、今検討されているこの制度設計は、十五年の初期投資回収がその前提になっていると承知しておりますけれども、十五年回収では政府目標の達成も難しいのではないかと思っております。公明党は、百年に一度の景気浮揚策として爆発的普及につながるためにも、新たに復活する補助金のさらなる引き上げを含めて、十年で回収できる制度設計について検討を進めるべきだと考え

ております。

また、制度導入に伴う電力料金の加算につきましては国民の理解が必要でございますけれども、どのような制度設計で理解を得ようとしているのか、経済産業省のお考えをお伺いします。

○羽藤政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま制度の設計についてのお尋ねがございました。

先般発表いたしました新たな買い取り制度に基づく投資回収の期間との関係でございますけれども、これは、新築の住宅あるいは既存の住宅においてシステムをどういう形で設置をするかという価格、これにいろいろな差もございます。また、各家庭の生活のスタイルなどによってもこれは幅がございます。それに対して、御指摘のとおり、国の補助金のみならず、税制による支援、それから自治体におけるそれぞれの取り組みの補助金の水準、こういったものを総合的に組み合わせることも想定いたしまして、おおむね十年から最長でも十五年程度で投資回収が可能となるよう、買い取り価格あるいは期間を設定する方向で検討を続けてまいりたい、このように考えております。

また、理解をどのように得るのかというお尋ねがございました。

この制度は、国民の全員参加型ということで、電力の需要家に広く薄く御負担をいただくということを想定しております。あわせて、ドイツのような高額の負担をお願いするというふうな事態にならないように、三年から五年でコストが下がると考えられております。太陽光発電に限定する、あるいは買い取りの対象を自家消費を超える余剰電力に限定する、また、発電事業目的で設置されるものについては対象としなかったこと、そして、買い取りの期間そのものについては十年程度とするという工夫を講じますことにより、標準的な一般家庭における負担水準を月額数十円から百円程度に抑えてまいりたい、そのように考えております。

今後の国会の御審議、あるいは政府といたしましても、費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するための広報活動を通じて国民に周知を図りまして、その理解と協力を得るよう努めてまいりたいと考えております。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

この新たな電力買い取り制度の導入については、大変重要でございますので、ぜひとも十年で回収できるような制度設計を、また、国民の自己負担が百万を切るというところがやはり爆発的普及につながる重要なところだと我々は思っております。ぜひとも前向きな検討を続けていただきたいと思うわけでございます。

きょうは、斉藤環境大臣がもうすぐ途中で出られるということでございますので、私の質問の途中でございすけれども、この後、日本版グリーン・ニューディールを大きく進めていくその柱は、太陽光発電の世界一奪還であり、また次世代自動車の普及促進であり、グリーン家電の爆発的普及、そういうところが非常に大事かと思っておりますが、百年に一度の経済危機に対応して我が国が世界で最初に不況から脱出するためには、環境を切り口として日本の経済社会構造を抜本的に変革するよう、百年に一度の大胆な政策パッケージの取りまとめが必要でございます。

今大臣は、三月末を目指して「緑の経済と社会の変革」の取りまとめに向けて御努力をいただいておりますけれども、ここで大胆な政策提言に向けた斉藤大臣の決意をお伺いしておきたいと思っております。

○斉藤國務大臣 「緑の経済と社会の変革」の基本的な考え方については、今、江田委員がおっしゃったおりの考え方で進めております。そして、基本的には、低炭素革命というだけでなく、循環型社会、また自然共生社会の実現を目指すものということで、思い切った投資、そしてそれによって需要を創出するということを考えております。

緑の社会資本への変革、これは先ほど委員のお

話の中にもありました、太陽光発電の学校への設置、公共施設への設置等がございます。また、緑の消費ということで、同じ買うなら環境配慮の製品を、こういう方向に世の中を持つていくもの。それから、緑の投資、同じ投資をしようとするのであれば、環境配慮型の企業やそういう事業に対して投資をする、そういう社会。また、緑の技術革新、そして緑のアジアへの貢献というものを内容に盛り込みたいと思っております。

時期ですけれども、三月末ということで進めてきましたけれども、今、政府の経済成長戦略の発表が少しずれ込むということもございまして、その政府全体の成長戦略と整合のとれたものとするためにも少し発表がおくれるかもしれませんけれども、できる限り早く取りまとめたい、このように思っております。

これらを通じて経済成長や雇用創出につなげていくべく、環境先進国としてふさわしい大胆な政策を打ち出したいと考えております。

○江田(康)委員 大臣、ありがとうございます。ぜひとも、経済成長と雇用の創出、新産業の創出、そういうものにつながる大胆な政策パッケージ、周りの雑音に翻弄されることなくこれを提言していただきたい、そのように思います。

大臣、お時間でございますからどうぞ。次に、また戻らせていただきますけれども、やはり大事になってくるのは自動車関係でもあるかと思っております。次世代自動車の普及促進についてお伺いをさせていただきます。

排出ガス性能や燃費性能にすぐれたハイブリッド、また電気自動車などの次世代自動車を普及させることは、環境の保全に役立つだけでなく、輸出や需要の落ち込みで危機に瀕している自動車産業界にとっても、新たな需要を喚起して雇用創出を図る経済対策として非常に重要な課題だと考えます。

海外の主要国でもその動きが見られまして、アメリカのオバマ大統領も、二〇一五年までに百万

台のプラグインハイブリッドを生産、導入する、こういうふうにご大きく進めておるところであります。

我が国でも、二〇二〇年に新車販売台数の半分を次世代自動車とする政府目標を目指して、電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代自動車の購入を促進するための補助制度を初めとして、与党の税制改正大綱には自動車取得税、自動車重量税の思い切った軽減措置を盛り込んで、今、参議院でその法案が審議されている最中でございます。

公明党は、新たな経済対策として、政府目標をもっと前倒しして、次世代自動車を五年後に百万台、二〇二〇年に新車販売の七〇％超とする提言を行ってきたところでございますが、そのためにも、この次世代自動車等の補助金や減税に加えて、車齢十年以上の車を燃費基準達成の新車に買いかえる際に補助する、新たなスクラップインセンティブ制度の導入を提言したいと思っております。今の支援措置では次世代自動車というところ限定されるわけでございますので、やはり幅広く、十年以上の廃車を促進する、また買いかえを促進する、こういうような制度としてこのスクラップインセンティブ制度というのは非常に重要かと思っておりますし、ヨーロッパの各国でもこれは導入を開始しているところであります。

世界的な経済危機に直面する今こそ、環境と経済が両立する新たなビジネスモデルが必要かと思いますが、次世代自動車の普及促進に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、環境省の考えをお伺いいたします。

○白石政府参考人 委員御指摘のとおり、排出ガス性能それから燃費性能がすぐれた環境負荷の小さい自動車の普及は、都市の大気環境の改善あるいは地球温暖化対策に資するというところで、大変重要な御指摘のとおりでございます。

先ほど御指摘ありましたような税制の改正であるとか、あるいは、環境省におきましても、二十年度の補正予算で、市場導入前の電気自動車の地

方公共団体等への貸し出し実証事業ということに取り組ませていただいております。

また、先ほど地球環境局長から御答弁申し上げましたように、去る三月十八日の経済財政諮問会議におきましては、大臣の方から「緑の経済と社会の変革」ということでいろいろ御説明させていただきましたが、その中におきましても、御指摘のありました、経年車を廃車して環境性能がよりよい次世代自動車等にかえることを促進する施策、あるいは電気自動車等のさらなる普及に資するモデル事業を実施していくことを検討してあるということを説明いたしました。

その具体化に当たりましては、関係省庁と緊密に連携して推進することによりまして、次世代自動車の普及が加速して、自動車産業のすそ野の広さということがございます、経済効果、雇用創出効果、環境保全と相まって、よりよい日本のためということを進めさせていただきたいと考えております。

○江田(康)委員 ぜひとも新たなスクラップインセンティブ制度の導入についても政府として検討を進めていただきたいと強く申し上げておきます。

次に、日本版グリーン・ニューデールの三本柱のうち一つ、グリーン家電の普及についてお伺いをさせていただきます。

二〇〇七年度の日本全体の温室効果ガス排出量は、先ほど土屋先生からの御質問でもありましたように、九〇年度と比べて八・七％の増加です。中でも、家庭部門が四一％と大幅に増加しているわけです。家庭部門からの排出の約七割は電力由来。エアコンや冷蔵庫のCO₂排出量の多い家電製品を省エネ型に買い換えることが非常に重要であると思っております。

他方、電気・電子業界の売上高は、二〇〇八年度に前年度比マイナス二・二％、金額にして約七兆円の大幅な減少となっております。すそ野が広い産業でございますけれども、大変厳しい状況でございます。

こうした状況を踏まえて、国の支援のもとで性能の高い省エネ家電の大量普及を進めていくということは、まずは地球温暖化対策にもつながるし、景気・雇用対策につながるし、また、電気代の節約を通じて家計にも恩恵をもたらす、こういう一石三鳥のすばらしい対策であると思っております。

このようなさまざまな効果をもたらす省エネ家電への買い換えを促進するために、国から財政支援を行う新たなエコポイント制度の導入等を政府は表明されましたけれども、具体的にどのような制度なのか、また、新たなエコポイント制度のメリットは何か、経済効果は期待できるのか、環境省にお伺いをいたします。

○小林政府参考人 御指摘の省エネ家電への買い換えということでございます。

先ほど数字の引用がございましたけれども、家庭の電気消費の七割ぐらひは特定の家電ということとで、ここに対する効果は大変大きいというふうに考えてございます。

エコポイント制度でございますけれども、そのメリットはいかんといいまして、いろいろな行動をするにつきます。いろいろ環境によい行動をすることが、合計して、足し算でエコポイントとして評価されるということで、いろいろな行動に結びつくという点が大きなメリットでございます。エコ家電につきましても、そういう意味でいいまして、エコ家電に買い換えたということによってポイントをとめて、そしてさらにエコになるような別の商品を買う、そういったようなインセンティブになるのではないかと考えてございます。

先ほど江田委員が御紹介になりました「緑の経済と社会の変革」という斉藤大臣の提案の中でも、そうしたことで、エコポイントを活用した省エネ家電への買い換えという提案をさせていただいております。具体的な案につきましましては、現在、経済産業省等と一緒にしましてこの案を詰めているところでございますけれども、今委員御指摘の

とおり、エコポイントを何か国の関与のもとで発行する方法がないか、さらに検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○江田(康)委員 今局長も申されましたけれども、各省連携でこれに取り組んでいかなければならないところでございますけれども、私は、今現在、もう一つの提案もしたいと思っておるわけでございます。

今、経済産業省がこの買い換えに補助金を検討されているとお伺いしております。私たち公明党は、経済対策として買い換えの起爆剤となる買い換え補助金というのは、エコポイント制度と組み合わせる非常に重要なものではないかと。エコポイント制度は、国からの支援を投入して新たなシステムとしてつくり上げることが非常に重要かと思っておりますが、その一番最初の起爆剤として、やはり今買い換えが起ころおるわけでございますので、そこに補助金、クーポン券というような形で起爆剤としていくというのは大変重要かと思っております。ぜひともこれは、環境省また経済産業省が連携して大きなものに仕上げていただきたいと思うわけでございます。

最後になってまいりましたけれども、きょうは、公明党の提言のグリーン産業革命、また斉藤大臣の「緑の経済と社会の変革」に基づいて、主要な政策課題について議論をさせていただきました。大臣も大胆な政策パッケージの取りまとめを行うということでも先ほどお伺いしたところでございまして、ぜひとも大胆な政策提言を行っていただきたい、そのように思います。

最後の質問になるかと思いますが、もう一つ聞かせていただきます。中期目標関係についてお伺いをしたかったですけれども、時間がございませぬ、大臣もいらつしやいませぬので。

COP15を目指してこれからの次期枠組みの合意がなされていくわけでございますけれども、その際、我が国が設定する中期目標というのは大変重要な位置づけがございます。この中期目標を達成するためにも、また、今議論をしてきました環

境と経済が統合して経済を活性化するためにも、国内体制の整備として、何よりも大口排出者に対する排出削減の義務づけを行うことが不可欠ではないかと考えます。東京都は昨年六月、大企業に二酸化炭素の削減を義務づける都条例を成立させたわけでございますが、国が近い将来における排出規制、排出量取引制度を決定してこそ、そこから本格的な低炭素社会、低炭素革命や新たな設備投資、新たな需要が創出されると考えます。その削減のための企業の投資に対して、政府が無利子融資などの大規模な支援を行っていくことも重要ではないかと思っております。

現在、排出量取引制度の試行が実施されております。我々は、遅くとも二〇一三年、ポスト京都が始まる段階においては本格的な排出量取引制度をスタートさせるべきかと考えておりますけれども、環境省、副大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○吉野副大臣 先生御指摘のとおりでありまして、ポスト京都を目指して、ことしから、排出量取引というのはきちんと頭を決めるわけですから、その目標に向かって企業内、事業所内で削減をしていくという大きな目標ができるわけです。そのために、やはり設備投資、いろいろな技術革新、R&D等々をしていかねばなりませんので、そこへのインセンティブとして金利政策をしていくというのは本当に重要な政策だと思っております。

昨年十月に日本でも試行的な排出量取引が始まりました。ここでまずきちんとしたデータを収集して、どこに課題があるか、こういうものをいろいろ検討して、日本でするようなそういう国内排出量取引制度をこれからつくっていききたいと思っております。

また、金利政策によってインセンティブが与えられていくということは本当に重要な政策だと思っております。三月十八日に経済財政諮問会議において斉藤大臣が、「緑の経済と社会の変革」ということで、環境・省エネ投資への無利子融資制

度などの重要性についても説明をしたところであり、環境省としても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○江田(康)委員 ちよっと時間がございしますので、生物多様性の関連で最後にもう一つお聞きをさせていただきます。

生物多様性に支えられた豊かな自然は、人間社会に食料、繊維、きれいで安全な水など多様な恵みをもたらす源でございます。しかし、生物多様性というのはなかなかわかりにくく、暮らしの豊かさにつながっていることは忘れがちであって、日本を含めて世界の生物多様性は危機的な状況にあるのが現状でございます。

こうした中で、我が国は、先進国の中で初めてとなる、生物多様性の保全と持続的な利用を推進する生物多様性基本法を昨年成立させたところでございます。そして、平成二十二年、来年には、愛知県の名古屋で生物多様性条約第十回締約国会議、COP10が開催されます。

議長国となる我が国は、会議の成功に向けてリーダーシップを発揮しなければなりませんけれども、このCOP10の成功に向けて今後どのように取り組んでいくのか、最後に環境省の取り組みについて伺いをさせていただきます。

○黒田政府参考人 来年、二〇一〇年に名古屋で開催されますCOP10でございますが、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る二〇一〇年以降の新たな世界共通の目標、いわゆるポスト二〇一〇年目標というふうに言われておりますが、この採択など、多くの重要課題が取り上げられることとなっております。我が国は御指摘のように議長国であり、またホスト国であるということで、地球の全視野のもと、生物多様性への取り組みを一層推進していくとともに、議論の国際的な進捗のためにリーダーシップを発揮することが非常に重要だと思っております。

このため、環境省におきましては、今年度から、我が国の生物多様性の現状を科学的に把握するための総合的な評価を行っております。今後、この

作業の進捗に応じまして、我が国としても、ポスト二〇一〇年目標、新たな目標案に関する検討を行うとともに、東アジア諸国等との意見調整も含めて、わかりやすい目標の設定に向けて世界に貢献をしていきたいと考えております。

また、二次的自然資源の持続可能な管理、利用の方法に関する国際モデルを構築いたしまして、SATOYAMAイニシアチブとして提案するということを考えております。国連大学と連携して国際ワークショップを開催するなどして国際的な検討を進めていきたいと思っておりますし、加えまして、地球規模での生物多様性のモニタリング体制を構築する、これも非常に大事だと。そのための国際的なネットワークづくりに向けて、専門学会合などを通じて世界的な合意形成を図ってきたい、こういうふう考えております。

今後とも、これらの取り組みをきっちりと進めていきたいと考えています。

○江田(康)委員 以上です。ありがとうございます。

○水野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十時八分休憩

午後二時十七分開議

○水野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩國哲人君。

○岩國委員 民主党衆議院議員の岩國でございます。

先日の齊藤環境大臣の所信表明を伺いまして、本日はそれに関連した質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。まず最初に、最近、雇用の問題が大変取り上げられております。一方、働いても給料をもらえない、あるいはサービス残業という言葉も聞かれております。今、それだけの社会に対する貢献をしながら、そして働きながら、サービス残業を毎年毎年させられている、そういう山や森について大

臣はどのようにお考えなのか。

この環境委員会の中でも、山や森がどれだけ大きな、この地球を守るための、そして我々の生産活動のための貢献をしているか。排気ガスの吸収等に見られるように、一年三百六十五日、土曜、日曜なしで働き続けて、それに対して給料が払われていない、私はそのことを取り上げたことがあります。緑に対して、森に対して、山に対して、これほど大きな貢献を日本は受けているが、いつになったら山や森に対して給料を払える国になるのか。私はそれを何回もここで取り上げてまいりました。

私の選挙区は横浜市の青葉区、緑区です。名前は青葉、そして緑、この二つです。五月みどりというのは歌手の名前ですけれども、私の選挙区は青葉、緑。私はそれを誇りに思っております。そして、この青葉、緑、まさに健康を象徴し、住環境のよさを象徴する、そこはどのような影響を受けたのか。名前だけではありませんけれども、この緑区は女性が横浜市で一番長生き、青葉区は横浜だけではなくて日本で一番男性が長生き。青葉、緑という名前のメリットというか、ありがたさというのは、住んでいる人もそれを大切に、そしてその名前、まさに象徴するかのごとく。これが逆だったらどうでしょうか。青葉という名前が付きながら寿命はほとんど短い人ばかりだ、緑という名前が付きながら女性の平均寿命も神奈川県で、日本の中で一番短いというのではなくて、まさに、青葉、緑の名前効果というのはそういうところにもあらわれている。

私が、山や森について大臣に再三にわたって、これを大切な財産として尊重したい、すべきだということを申し上げたのは、決して選挙区が青葉区、緑区だからではありません。また、私が島根という山や森に囲まれたところで育ったからでもあります。

私は、仕事の関係で世界の各地、世界の三大都市と言われるところ、ニューヨーク、ロンドン、パリ、そういうところに住んで、いかに大都市に

住む人たちが森にაცოგれ、緑を大切にしているか、それを目の当たりに見、その中で暮らしをききました。また、そのような文化と日本の文化を比べると、日本の文化は、木の文化、木の感性を持っているからこそ自然を大切にしている。これも私は、自然環境の中で日本人のそういう特性、特質、感性というのが育てられる、そういう教育的効果にも注目しております。

だからこそ、今、環境の時代と言われるときに、日本の一番世界に誇れる財産であるこの森林、そして緑に対して、木に対して感謝をすると同時に、私は、そういったことに対する新たな施策をしっかりと、世界のどこにもないような施策をやるのが日本の役割ではないか、また、やってこそ世界をリードすることができると思っています。ドイツがやったから、どこがやったから日本も一位にならなきゃいけない、そういう発想ではなくて、もとも一位のものをしっかりと守っていく、それが大切ではないかと思えます。

いろいろな国を見ました。アフリカ、空の上から見ると、畑がみんな丸い畑ばかりです。なぜか。大臣、おわかりですか。水がないからです。地下水を掘り上げてスプリンクラーでやるから、アフリカの畑は丸い。日本の畑は四角です。水がたっぷりあるからです。このアフリカの丸い畑がいつか四角になる日が来れば、アフリカの食料の問題、飢餓の問題も解決する日がやってくるでしょう。日本はそういうところにも協力すべきだと思えます。丸い畑、そして消えていく森林。日本は、四角い畑、消えていくのは森林ではなくて年金です。

こういう国の違いを見ていると、やはり日本というのは森林に守られている国だ。私は、そういう発想で、出雲市長のときに木のドクターをつくりました。人間にも命がある、動物にも命がある、そして木にも命があることは大臣も御承知のとおり。なぜ命のある木にだけはドクターがいなのか、私は不思議に思っており、出雲市で十人のお医者さん、木のドクターをつくりました。林

野庁がそれを採用して、今、全国に千七百人の樹医さんがいると伺っています。

林野庁にまずお伺いいたしますが、今現在、全国で何人、木のお医者さんがいらっしゃるのか。世界で、ほかの国で木のドクターのいるところはあるのかどうか。日本はその木のドクターのために、活動、育成のために予算を幾らかけているのか。まずそれをお伺いいたします。

○沼田政府参考人 林野庁でございます。

樹木医制度でございますけれども、樹木医制度につきましては、平成元年の出雲市の取り組みに始まりまして、財団法人の日本緑化センターによる認定制度として、平成三年から全国展開が図られているところでございます。

現時点におきまして、昨年の十二月現在でございますが、千六百八十九名の樹木医の方が登録されているというふうに承知しております。

先生おっしゃられましたように、木も生き物である以上、専門の医師が必要でございます。医師がこれだけ、千七百名弱でございますけれども、全国に存在しているということは、私も預かっております森林・林業行政にとって心強く、我が国が世界に誇る制度だと思っております。

ただ、ほかの国でこのような制度を持っている国があるかどうかというのは、大変恐縮でございますが、承知していないところでございます。

私もとしまして、こういった樹木医の皆様方の知見の積極的な活用によって、日本の森林の積極的な保全管理に努めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、現在、樹木の保全のための、例えば技術開発関係でございますが、三千万円ぐらいの予算を講じております。その中で特に、樹木医の方が緊急的に治療する、そういうものに對して、年間でございしますが五百万円ほどの予算を講じているところでございます。全額補助でございます。

それに加えまして、私もとしましては、今、美しい森林づくり推進国民運動というものを展開しておりますけれども、樹木医の方々を含めまして、

例えばNPOの方々が森づくりをするというようなことに對して、いろいろなソフト的な活動も含めましてやっておりますが、そういったものにつきまして一億八千万円ほどの予算を講じているところでございます。

○岩國委員 毎年五月、みどりの週間になりますと、林野庁初め関係団体が、国民の教育のために、山がどういう役割をしているか、森がどういう役割をしているのか、そういうことに對してのパネルレットをたくさん印刷してお配りになります。この日本の森や山の経済価値というのは幾らというふうに林野庁としては国民に説明していらっしゃいますか。そういったものが林野庁自身でなければ、どこか別のところで計算されたものがあるれば御紹介いただきたいということで、今お許しをいただいで、資料の一つで配付させていただきましてけれども、これによれば、林野庁あるいはその関係団体が、日本の森林の経済価値は七十兆円と。

この七十兆円を守っていくのは、並大抵の仕事ではありません。それに対して政府は幾らお金を使っているのか。この千七百人の木を守るドクターだけが山や森を守るわけではありません。しかし、千七百人がそれぞれの土地の誇りにする木を、森を守るための活動費が年間五百万円。これは、私のポケットマネーとは言いませんけれども、麻生総理のポケットマネーぐらいでできる話でしょう。世界でたつた一つの制度、そして日本は森林にお世話になっている国はない。学会会議で七十兆円と経済価値を算定しながら、余りにもこれは、感謝の念もなければ、本心に守り育てるという気持ちもないと言わざるを得ないと思うんです。

大臣、今の質疑を聞いておられまして、環境省の環境という字を支えていくのは、多くの科学技術もあります。しかし、大臣が力説されるように、自然環境、その中心になる日本の森や山、これに對してなぜこんなに少ないお金しか予算に計上されておられないのか。

二番目に、この樹医制度というものについては大臣も御存じであったかどうか。

三番目に、もし御存じであったとすれば、今までも何度も国際会議にお出かけになつていますけれども、日本にしかない独特の地球環境を保護していく制度として、一度でもこれを紹介されたことがありかどうか、それをお伺いします。

○斉藤国務大臣 三つ御質問をいただきました。二番目と三番目から先に答えさせていただきます。二番目と三番目の御質問で、これは当然知っております。三番目の御質問で、それを国際会議等でみずからPRしたかという御質問ですが、それはいたしております。

それから、最初の御質問ですが、この七十兆円にもなるすばらしい財産に對してほとんど金が使われていないということに對してどう思うかという御質問ですが、私も、委員と同じ島根の山奥に育ちまして、子供のころは、きこりさんがいて、炭焼きさんがいて、集落の中には必ず製材屋さんがあつてということで、本当に山が我々の生活の一部、山と一緒に暮らしていたような気がいたします。

今、人の手が入つていた山に全く人手が入らなくなった、これは材木の値段の問題とかいろいろあるんでしょうけれども、それが今、日本のいろいろな面での、心の荒廃も含めて、問題を起しているんだらう、このように思います。

森林に手を入れる、お金を入れるということは非常に大切で、これを、税金を入れるということではなくて、これから、いろいろな森林吸収源をどう評価するか、また、排出量取引等の制度を設計していくときに、民間のお金も、いろいろなお金が山に入ってくるような形をとっていくことが、山を守り、日本を守り、心を守っていくことにつながる、このように思っております。

○岩國委員 今大臣がおっしゃいました、心のあり方、心の荒廃が進んでいる。今我々がここで議論をしている、日本の環境をどういうようにして守っていくのか、よくしていくのか、この議論

は、次の時代に引き継がなければ何の意味もないわけですね。我々がここでやっているのは、どうやって木を守るかという法律のつくり方の話。

しかし、実際に木を守っている樹医さん千七百人、あるいは、次の時代、その次の時代に支えていくであろう子供たち、その子供たちの教科書の中に、どの程度この環境問題の字数がふえているか。それを大臣自身がお調べになったことがありませんか。あるいは、環境省の中で、小学校の教科書の中に、どの程度この環境問題についての理解を深めるような説明のページ数がふえたかどうか。環境省として、そういう教科書ウオッチャーを設置しておられるかどうか。ただ、いや、教育に大切だ、教育に大切だと大臣同士のかけ声だけで終わっているのではなく、具体的に、おとしよりも去年、去年よりもことしの教科書、見れば見ると、確かに子供たちに対して一生懸命環境教育に取り組んでいるなということがわかるような教科書の改良がされているかどうか。

私たちが小さいころは、国語の読み方の本は「サイタ サイタ サクラガサイタ」、木の話で始まったんですね。きれいな花が咲く、そういう環境に恵まれた日本に生まれた喜びを子供たちはまず声に出すんです。今はどうですか。桜は出てこない、竹も出てこない、松も出てこない。出てくるのは、飛行機が出てきて、新幹線が出てきて、自動車が出てきて、環境委員会が悪いと言われて、そういう温室ガスを出すようなものだけであつて、それを吸収するものは出てこない。

こういう教科書のあり方について、大臣、どうお考えになりますか。また、教科書のあり方について、どなたか専門のそういう人が担当しているらっしゃるか。どうぞお答えください。

○寺田政府参考人 私の方から事実関係のみ申し上げます。環境教育についての教科書ウオッチャーというお言葉をお使いになられましたけれども、一応環境省では、環境教育は環境行政の中で非常に重要

な分野だと考えておりまして、環境教育推進室というセクションを設けて、専門の者が従事しております。

○斉藤国務大臣 環境教育の中で森林や樹木について教えるということは、非常に大切だと思っております。今教科書ウォッチャーというお話がございましたが、環境教育の中でどのように扱われているか、しっかりとこれからも見ていきたいと思っております。

先日私も、今広島に住んでおりますので、庄原に行きまして、森を守るといふ絵本をその庄原の小学校の子供たちがつくったので、そこに行つて一緒に森の中に入つてまいりました。地域の人たちが地域の企業の人たちと一緒に間伐や下刈りの作業をするという試みがされているのを見てきたところでございますが、そういう形で、森を守ることが私たちの社会を守るといふ環境教育について、環境省もしっかりと文部科学省と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

○岩國委員 ぜひ環境省の方も、そういう教育に対して、教科書に対しては、よその省の仕事だからという御遠慮をされないで、私は今、環境はもうあらゆる省庁に関する共通のテーマではないかと思うんです。そして、その環境を支える次の世代が育たなければ、環境省の仕事もほとんど有名無実に帰するわけですから、ぜひそういうふうな意識を持つてやってほしい。

私は、市長のときに看板男、看板娘を一人ずつ指名して、市内の汚い看板を全部たたき落としました。あるいは塗り直すかしました。倒産した喫茶店の看板だけがいつまでも残っている、看板まで片づけて倒産していくという心がけのいい人はめつたにおりませんから、その二人が全部たたき落としました。看板男、看板娘、二人がしっかりとした仕事をやり、汚い看板が全部なくなりました。

やはり環境省の中でも、なぜ環境省がそんなに教科書の中に、教科内容にまでくちばしを挟むんだと言われるぐらいに私はやってほしい、そのように要望しておきます。

もう一つ、そういう木を守るドクターを日本はしっかりと持っているというところは、自慢ではなくて、それはよその国にも同じことをさせるためにも、大臣みずからいろいろな国際会議で紹介していただきたいと思ひます。

もう一つは、日本が主導して出雲宣言のもとにできた地球地図というのがあります。世界地図ではなくて、正確に地球環境の変化が次々と映し出されていく地球地図。これも日本が主導して、世界の百六十四カ国が今参加しているわけです。そういうことについて、国際会議で説明されたことがありますが、まず外務大臣がそんなことを説明するとは期待していません。麻生総理がそれを紹介されるということもありません。紹介されるのであれば、地球環境を守れという、その守る道具、守る正確な地図を持っているのは日本だということとを大臣がおっしゃるべきじゃないでしょうか。今まで紹介されたことはありません。

○岩國委員 そういう地理院のPRも足りなかったのかもしれませんけれども、日本がこういう発想、こういう切り口でやっているということ。何れも物量作戦だけの競争や、あるいはどこかの環境技術、太陽光の技術がどうなったとか、あるいは原子力発電の台数を幾ら持っている、そういう数の競争だけではなくて、こういう物の考え方、日本という国は、えらい変わった国だ、地球環境に取り込むのに、いわゆる西洋医学ではなくて東洋医学というものはこういうところにあるということとをそういうところで声高らかに、そして、誇りを持ってこういうことを支えてきた、日本の国はそのために毎年予算も計上して、税金も使ってきたわけですから、それを紹介しながら、日本の努力というものもぜひ私は御披露いただきたいと思ひます。

次に、大臣の所信表明の中で国際協力。私はここでも質問したことがありますけれども、大臣の御認識の中で、世界で一番環境が悪いのはどこだという認識を持っていられませんか。いろいろな国際機関が世界の環境のいいところ、悪いところ、悪いところの中で、この近辺に一番悪いところはどこというふうに認識していらっしゃいますか。

○斉藤国務大臣 世界の中でどこが環境が一番悪いんだという御質問ですが、大気、水質、廃棄物、自然破壊、いろいろな分野がございまして。例えば二酸化炭素排出量ということですと、今や中国がトップです。それから二酸化窒素、これは各都市のデータがございまして、北京、上海と並んでおります。二酸化硫黄ですと、北京、廣州、ラホール、カラチ、上海と並んでおります。それからいわゆるPM、粒子状物質ですと、カラチ、ニューデリー、ダッカ、カルカッタ、上海、北京というふうに並んでおります。

こういういろいろな分野にわたってございまして、データが必ずしも十分に整備されておらず、と、どこが一番悪いのか厳密に申し上げますと、中国やインドを初め、近年経済成長が著しいアジアの国々において、温室効果ガスの排出、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の排出、森林破壊等、環境負荷が増大しており、アジアにおける環境対策が非常に大きな課題になっているというふうに考えております。

○岩國委員 この二十一世紀、生産活動をしてこれからの経済発展が一番著しいであろうと、いい意味で期待されているのは、このアジアの北東部ですね。だからこそ、大臣がおっしゃるような、環境の悪化が進むであろう、これもごく常識的に考えられるわけです。

ただ、常識的に考えるだけではなくて、私が調べただけでも五つから七つの国際機関が、その首都だけではなくていろいろな地域の固有名詞を挙げて、毎年毎年、ワーストはどこかというランキングを発表しています。私は、そういう

ことも参考にしながら、もうそろそろ日本の政府が、日本の環境省が提案し、イニシアチブをとつて、国際協力というときには、どこが悪いかわからないこともわからないでお金を使うわけにはいかないわけですから、日本の技術やお金やあるいは人的資源をどこに持っていけば、そういうところが一番目立ってよくなるのか。そのためには、基礎的な調査、世界各国の環境通信簿というのを科目別に、そして総合点として発表すべきだと思います。

総合点としてワーストというのは、中国の山西省の臨汾というところでした。臨汾は今、そのワーストを脱却するために一生懸命努力しているところなんです。そういうワーストのところ、もがき、苦しみ、助けを求めているところにこそ、日本の協力の手が差し伸べられるべきじゃないかと私は思います。

今年度の予算の中に、そういう国際協力、あるいは、ワーストと言われる、日本が既にお金を出してあります北京の日中友好環境保全センターの隣の地域ですけれども、そういうところに対してどれぐらいの予算を考え、具体的な協力を考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○斉藤国務大臣 具体的な予算額については後ほど政府委員から答えさせますけれども、基本的には、クリーンアジア・イニシアチブというものを設けまして、水汚染、大気汚染、それからスリール、循環型社会、ごみの問題等について取り組んでおります。コペネフィットアプローチ、これはもう中身については説明を省略いたします。それから、アジア・スリール推進フォーラム、技術、規制体系、人材の普及、展開ということで、中国、インドネシア、それからマレーシア、タイなどでモデル事業を実施しようとしているところでございます。

○岩國委員 それでは、また資料でいただきたいと思ひますけれども、時間が限られておりますので、次の質問を一つ挙げさせていただきます。

最近、新聞でも報道されており、民間企業が、環境関連の投資に対する貸し出しを優遇して取り扱う、これは非常にいいことだと思ふんですね。政府に命令されたからやるというのではなく、資料二を御参照ください、三菱あるいは三井、こうした大手銀行が、環境を改善するためのいろいろな必要資金について優遇して貸し出している、金利の面でも少しサービスをしていこうということですが、もっと思い切った、こういう厳しい経済環境の中だからこそ、政策投資銀行などが中心となって、こういう長期の環境関連の設備投資、研究投資には、金利そのものも、ゼロ金利ではなくてマイナス金利を適用してはどうかと私は思ふんです。

マイナス金利というのは、目的が温室ガスをマインナスにするための仕事ですから、まじめにやればやるほど仕事が減ることに取り組むわけですが、まじめにやればやるほど仕事はふえるから頑張れというのは今までの資本主義のやり方。資本主義の歴史の中で初めて、やればやるほど自分たちの仕事が減っていくという。温室ガスが二十一年間に四〇％減る、二〇五〇年に何％減らす、いろいろな発表、いろいろな約束はあります。そういう中間点をとりますと、二十一年間で四〇％温室ガスを減らすということは、毎年二％ずつ減らすということです。

また、二十一年後に本当に四〇％減ったら、仕事の対象が、温室ガスを減らすという対象が今よりも四割減っている。どんな仕事も効果が発揮すれば、まじめに働けば働くほどお客さんが減る。お客さんという呼び方は変ですけども、そういう仕事の対象になるマーケットを減らす仕事をさせるわけですね。今までは、頑張ればもっとマーケットは広がっていくところが、これはマーケットを小さくするための仕事をしてもらわなきゃいけない。

その認識に立つならば、毎年二％ずつ減らす、したがって金利もマイナス二％。グリーンレートというのは、貸した方が金利をもらうのではなく

て、グリーン投資は借りた方が金利をもらうんだと。なぜならば、二％ずつ温室ガスを減らすんですから、それに見合せてマイナス二％の金利を払う。百万円の融資を受けたら、二十一年後には六十万円だけ返せばいい、そういうグリーンレートを設定すべきだと私は思ふんです。

マーケットを減らす仕事をさせておいて、その上金利まで取る、これはちょっとおかしいのではないかと思ふんです。減らす仕事をさせるんだつたら、減らした仕事に応じてマイナス金利を適用する。ゼロ金利までは普通の発想でしょう。しかし、思い切ったマイナス金利を適用することによって、積極的な環境改善、そして温室ガス削減に真剣に民間企業が取り組むことを奨励すべきだと私は思ふんですけれども、経済産業省、そういう考えはありますか。

○西本政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃるとおり、企業それから個人の環境に対する投資を促していくということは、非常に重要な課題であるというふうに思っております。これは、市場を縮小するのみならず、新しい産業を生み出すという側面もあるかというふうに思っているわけでございます。

経済産業省といたしましては、太陽電池とか燃料電池、そういう新エネルギーの導入に対して補助金を提供したり、あるいは、エコユニットのような、ヒートポンプみたいな、非常に効率を上げるようなものの導入に対しても補助金を提供すると、中小企業の投資を促進するために、中小企業のCO₂削減を大企業が助けたときにそれをクレジットとして活用できるとか、あるいは税制、省エネ税制、新エネ税制でございますけれども、こういった税制措置等々で、企業、個人の環境に対する投資を促進するというような政策を打っておるわけでございます。

議員御指摘のマイナス金利制度、こういったものについては、それらの補助金制度、税制等と同様の効果を得ることができるというふうに考えておりまして、今、マイナス金利制度を導入すると

いうようなことの検討は行っておりませんけれども、今後とも、環境投資が前向きに進みますように、そういった環境投資の促進に向けた取り組みを着実に実施してまいりたいと思っております。

○岩國委員 こういう民間企業の活動を奨励するには三つの方策、補助金か、減税か、金利か、この三つしかないと思ひます。補助金、減税よりも、金利を下げる。減税といっても、利益の出ない企業に減税のありがたみは全くありません。利益が出るのが保証されていないような仕事に取り組みむ企業にとっては、私はやはり金利が一番ありがたいのではないかと思ひます。

補助金、減税、金利、斉藤大臣が所信表明でおっしゃった見える化、そういうことが、どれだけ活動しているかということがよく見える。見える化にとつて一番いいのは、私は、マイナス金利を設定する、それが一番見えやすい、そして刺激効果があるだろうということを申し上げまして、私の質問時間が終了いたしましたので、終わります。どうもありがとうございます。

○水野委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松でございます。

大臣の所信表明の演説の中に、環境健康被害についてもしっかりと救済をしていくというお話がございました。水俣病を初め、日本にいろいろな環境健康被害の救済の必要性がございますけれども、そういった中で、この前、茨城県の神栖市というところに行ってきたまして、神栖の毒ガス被害対策チームというのが今民主党の中にできていますけれども、そのメンバーが同僚議員と一緒に伺ったところでございます。三月の十三日でしたかね。被害者の方々にも会って、実際に現地で行ういろいろなお話をいただいたて、きょうは、そのお話をともに、この救済対策について大臣及び政府の見解をただしていきたいと思っております。

まず、この神栖の毒ガス事件といいますが、これはどういうことかといえますと、皆さん御存じだと思ひますけれども、二〇〇〇年ごろに、神栖の方々が非常に健康被害を一齐にしていますか、

たくさんの方が訴え始めたんですね。どういことだろうということ、いろいろな調査をしていったら、その地域にあった廃棄場ですか、そこにコンクリートの塊があって、その中にジフェニルアルシン酸という、毒ガスにしか使わなかった、旧軍が使っていた毒ガスがどうもその中に生コンと一緒にまざり合って捨てられていて、多分これは一九九三年以前から捨てられていたんだろと言われているけれども、それがほとんど地下にしみ出ている、その地下水がずっと流れていて、井戸をくんで井戸水で生活しておられた方が大きな被害に遭った、こういう事件でございます。

環境省の方からも二名御参加いただきました。室長さん、そして補佐さんですか、そういった方々が、環境保健部長さんですかに報告をされていると思ひます。大臣にも報告が行ったかどうか、ちょっとそこは私もわかりませんが、その印象はどういうふうなものだったか、まずお伺いしたいと思ひます。

○原政府参考人 お答えいたします。

同行させていただいた職員からは、被害に遭われた市民の方々の生の声をじっくり聞く機会があった、その中で、健康上の問題点や、仕事あるいは生活上での御苦労、また、特に小さいお子さんをお持ちの方からはお子さんの将来に関する不安、これらの切実な訴えがあったというふうに聞いております。

神栖市の事案は、今委員の御指摘にありましたように、高濃度のジフェニルアルシン酸を含むコンクリート塊を何者かが地中に投入したという犯罪行為を原因とする事件であり、現在も警察が殺人未遂事件として捜査を行っていること承知しております。ただ、被害を受けた方々にとつては青天のへきれきであるとともに、社会正義の観点からもまことに遺憾な事件であるという印象を持っております。

私どもとしましては、現在実施しております緊急措置事業を通じて、被害に遭われた方々に対し

ございました。製造をやっていましたけれども、そういうときに、従事者の方々が実は被害に遭われていて、その従事者の方々の救済の措置というのが、そこは時限という話ではないんだろうと思うんです。それと同じぐらいのレベルでしっかりと救済がなされるべきだと思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

もし可能だったら、大臣、お答えになれますか。

○斉藤国務大臣 この毒ガスの材料になりますジフェニルアルシン酸、瀬戸内海に浮かぶ大久野島で生産されました。その多くが毒ガスとして中国大陸に運ばれて、ハルバ嶺というところに、七十万発とも二百万発とも言われておりますが、地中に埋められておまして、十年前ですけれども私もそれを見に行つてまいりまして、基本的に、それをつくった日本が責任を持ってこれを解決しなくてはならないという方向で国会質問等をしてきた経緯がございます。

また、中国でも、遺棄化学兵器が全く今回の神栖の例と同じような形で、川に捨てられてあつたものに子供が近づいて被害を受けたというような例もございまして、そういう方々の救済をしなくてはいけないのではないかとすることもこれまでやってまいりましたので、今のお話を聞いて、この神栖の例もきちんと国が対応しなくてはならない、このように感じた次第です。

大久野島の工場で働いていた方々に対しては、本土の方の対岸に忠海というところがございまして、忠海の国立病院をつくつてそのための治療の研究を行い、原爆被爆者と同じレベルでの対応を行っている。これは恒久的措置でございます。今回の神栖の例も、この忠海で行われている、工場が被害を受けた方と同等の救済がされるべきだ、このように考えております。

ただ、忠海の場合は国との雇用関係があつて、国の第一義責任ということが言えるわけですが、今回の場合は、そこにジフェニルアルシン酸を捨てた不届き者がいた。その不届き者、そこにまず

第一義責任があるということから、しかし国が救済措置で、忠海の人と違うレベルで行うということではなくて、同じようにやっていきますけれども、予算措置でやっていくものですから、当然期限はあるわけですが、期限というのはい応設定されるわけですが、実質やっていく救済措置は、忠海の国立病院で行われている救済措置と変わらない措置を続けていきたいと思っております。

○末松委員 今のお話の言葉は、私も感動いたしました。やはりそこは、多くの被害者の方々に大臣のお言葉は大きな光を与えるものだと思っております。

そこで、今大臣のお話が出ました。これは国の第一義的な責任ではないという話でございますが、不届き者がいると。確かに、捨てた不届き者がいるんですよ。それがだれなんだという、その原因究明、これに話が及んでいくわけですが、今、警察の方はおられますか、どこまで捜査ができていますか。

○西村政府参考人 お尋ねの事案につきましては、茨城県警察におきまして、平成十七年の八月、殺人未遂及び業務上過失傷害に係る告訴を受理したところであります。

茨城県警察におきましては、関係者からの事情聴取や現場検証等所要の捜査を推進しまして、業務上過失傷害罪につきましては、平成十八年十二月、検察庁に送付をいたしました。

しかしながら、殺人未遂罪につきましては、現在まで被疑者の特定には至っており、引き続き捜査中であると承知しております。

○末松委員 五年たつてもわからないということですね。

○西村政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたが、関係者からの事情聴取等を進めておりますけれども、ジフェニルアルシン酸の出所については現在まで特定できていないとの報告を受けております。

○末松委員 こども、どういう捜査が行われているのか、私も一言言いたくなるわけですよ。

実は、ジフェニルアルシン酸というのは、そういった軍需工場で作られた、これは事実なんです。どこでしたか、二社が、日本染料及び三井鉱山というところ、そして大久野島のプラントで出された。これが一回GHQで、彼らの移管になるわけですね。でも、それからまた同じく戻されるわけですね。

そうすると、工場の管理というものがなされているのであれば、そこは、どのくらい減つたよとか、どこへ持ち出したよ、こういうふうなものは大体記録されていると思うんです。全くそこがないというのは、特に、毒ガスという、持っているものが大変危険なものである以上、それは当然のことだと思つて、例えば生コンクリートの業者だつて県にそんなにたくさんはいないんですよ。そういう意味で、調査をしていけば、全くわからないという話にはならないような気がするんですね。

そこは捜査ということで、結局わかりませんといつたら、私もそれ以上、どうしてというのには聞けないところが、非常にここはちよつとおかしな話だと思つていただきたいと思います。何とかそこはしっかりとやってください。これは要望です。

○西村政府参考人 現在捜査中の事案でありまして、捜査の詳細につきましてはお答えを控えさせていただきますけれども、茨城県警察におきまして、所要の捜査を継続してまいると承知しております。

○末松委員 とにかく、またちよつと私、この件について聞きますので、これまた同じような回答はもうしないでいただきたいと希望を申し上げます。

そこで、では、犯人がわからなかった、だったら被害を受けた人はだれに文句を言えはいんだと。そこは、やはり毒ガスというのが蓋然性が一番高いと言われている以上、国がかかわっているのかどうかかわらないにしても、これは国の責任として認めるべき事案じゃないでしょうか。それ

はどなたが答えていただけるんですか。

○原政府参考人 ジフェニルアルシン酸の払い下げにつきましては、昭和二十六年に農業の用途で広島県から払い下げを受けたという事例が一部でございまして。今回のものがどうかということも、ちよつとわかりませんが、いずれにしても、非常に昔のことであつて、その当時の詳細な経過については記録が残っておりません。ただ、先ほどの事例なんかも含めまして、このジフェニルアルシン酸が政府から民間に払い下げられたということについては、合理的な推測ができると考えているところでございます。

そのため、そのジフェニルアルシン酸が払い下げられた段階で、国の管理責任は所有権とともにその払い下げを受けた方に移転するものであるというふうに承知をしているところでございます。

○末松委員 今の答弁は、国の責任はないという答弁ですよ。

でも、ここでそういう毒物、つまりこれは産業用には一切使われていないんですね。使い道がないというのが専門家の意見なんです。そういうものが、毒物が、払い下げられた、だから後はその民間の業者の責任であつて、国に全く責任はありませんというの、むしろ払い下げた国の方にも問題があるんじゃないですか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

ジフェニルアルシン酸につきましては、当時どのような認識があつたかということも関係はしてくるわけでありまして、もちろん戦前、砒素を使った農薬というものが存在しておりましたし、先ほど申し上げましたように、実際に他の有機砒素化合物が農薬の原料に使用されていたという事例もあることもございまして、そういう意味では、そういう砒素と同程度の毒性を有するということについて、払い下げを受けた方が十分認知をして、相応の管理を行うことが期待できたというふうに考えられます。

○末松委員 一般論を言っているんじゃないんですよ。DPAについて、ほかの、肥料として使

われた例がありますか。

○原政府参考人 それについては承知しております。

○末松委員 使われた例というのは承知していないという事は、今あなたが言われた、肥料としてほかの化合物が使われた例があるということ、その説明は有効じゃないということですよ。DPAについて。

○原政府参考人 先ほど、昭和二十六年に広島県から払い下げを受けたという事例があると申し上げました。これは、目的としては農業に用いたいという事で払い下げを受けたと聞いておりますが、実際には農業に用いられなかったというふう

に承知しております。ですから、その当時の認識として、農業に使えるのではないかとということで払い下げを受けたという方がおられるのは事実でございます。

○末松委員 では、ちょっとこれは大臣に、先ほど私はすばらしいお答えをいただいたんです。国の責任ということですね。つまり、国の責任は一切ない部長さんは言っているわけですが、ですが、犯人が特定できないという以上、国がやはり責任を持たざるを得ないという認識がそこにあると、国の対応ということが出てこないと思うんですね。そこはどういうふうに整理されますか。

○斉藤国務大臣 先ほど捜査当局からも答弁があったところでございますが、第一義的にはそれを捨てた者に責任があつて、今その捜査が行われているところでございます。

しかしながら、現実問題として、被害に遭われて苦しんでいる方がいらっしゃる。そういう方に対しては、先ほど申し上げましたような、大久野島で雇用関係にあった方々に国が行っている救済措置と同等の措置をとるということで国の姿勢を示す。医療を受けていただくことを、救済されることを促していくということで現在は整理をさせていたきたい、このように思います。

臣のお言葉、私は今の現時点では評価をさせていただきたいと思ひます。

そこで、今、公害等調整委員会が審議がなされているところらしいんですけれども、ちょっと私は、何か対応が遅いような気がするんですけれどもね。二〇〇六年の七月二十四日にこの提訴がなされたということで、そこで、二〇〇八年の三月十日に専門委員の五人を選任したというふうなことが書いてあるんですけれども、二年弱ぐらいです、専門委員の選定だけにそれだけ時間がかかるというの、何かおかしいな、ちょっと遅いなという気がするんですけれども、これは私の誤解でしょうか。

○香川政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、平成十八年の七月に、公害等調整委員会に対して、茨城県神栖市の住民三十四名から、国及び茨城県を被申請人として損害賠償の支払いを求める責任裁定の申請があつたところでございます。また、昨年の九月に、同じ原因による被害を主張する住民の方五名から、本事件への参加の申し立てがございまして、昨年の十一月、参加の許可を行ったところでございまして、私も公害等調整委員会におきましては、申請受け付け後、裁定委員会を設けまして八回の審問期日を開催するとともに、専門委員の選任を行うなど、鋭意、審理手続を進めているところでございます。

ただ、若干時間がかかっておりますが、これは先生御案内のとおり、事件によりましていろいろ時間もかかるといふこともございますので、いずれにいたしましても、早期の解決に向けて鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

○末松委員 その答弁だと、本場にちよつと私も、いずれチェックしたいと思つちゃうんですよね。だから、とにかくそこは急いでいただきたいと思うんですね。

要は、住民の方と話してわかつたのは、とにかく、二〇〇三年から、これは住民の方が言つてい

ましたけれども、説明が余りないし、調査というのがそれほど自分たちにきちんとやられた印象を持っていない。それから、補償というものもない。だから、公害等調整委員会でやられたのが三百万円の補償という話になるんですね、今提訴されているのが。だけれども、その補償についてだつて、実際、見舞金なのか何かわからないような形で、調査に協力していますという協力金みたいなことができていますので、それが、入院している人で七十万円ですか、一時金。あと、そうでない人が三十万円という話がありますけれども、どうも損害賠償というのは、やはり当然それは必要だと思ふんですね。

そのために、因果関係がわからないと損害賠償の事実関係がわからないんです。だから、一番最初に環境保健部長に言つたのは、症状と因果関係がしっかりしていないと、そういう事件がその症状とかちつとかみ合っていないと、補償も、要するに、実はこういう場合は裁判で補償をとつたりするんですね。それが、調査がしっかりされていないと、あるいはある程度段階的な結論が出ていないと、損害賠償までいかないんです。結局、裁判所で何と言われるかということ、因果関係が不明なので却下という話になるわけですよ。

これは別に神栖の事件に限つたことじゃなくて、私がいろいろ環境健康被害のことをずっとやってきて、そして基本法も民主党でつくつたんですけれども、この環境健康被害に対する環境省及び政府のよく共通して見られる現象なんです。だから、私から見たら、調査しない方が裁判で不利にならないからいいじゃないか、何かこういふふうな誤解あるいは思われるような感じになつていられるんです。

ぜひそこを、そういうことのないようにしっかりとした調査をしていただいて、先ほど大臣が言つていただきましたけれども、その毒ガスの製造の従業員の被害者と同等のことをやっていただくというのを改めて大臣から最後に決意をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ます。

○斉藤国務大臣 先ほど申し上げました、原爆の被災者には被爆者援護法がございします。まさしくそれと同等の措置が毒ガス被害者には制度として措置されておまして、今回の場合、先ほどの責任問題の議論もありましたけれども、国としては、同等の救済措置がとられるようにしていきたいと思つております。

○末松委員 どうもありがとうございます。

○水野委員長 次に、村井宗明君。

○村井委員 民主党の村井宗明です。

きょうは、最初に太陽光発電、それからグリーンエネルギーの話、そして生物多様性の話と聞きたいと思ひます。

今、本場に、このグリーンエネルギー、グリーン・ニューディールというのはチャンスだと思ふんです。今、日本経済がほろほろの中で、唯一伸びてきて成長を引っ張る大事なポイントになっているのがこのグリーン・ニューディール政策です。そして、与党も野党もなく、今のこのエネルギー転換をしっかりと進めていく、そしてそれによつて日本の経済を再生させていく、そういう大きなエネルギーになつていかなければなりません。

その中で、私はまず、政府がこの間発表した余剰電力の買い取り制度の導入、これは本場にいいことだと思つています。そして、高く評価したいと思ひます。

その上で、何点かやっていかなければならないことがあります。

例えば、電事連などは、国民の理解が条件だなどというふうに言つています。我々の方も、これやるからには、ぜひ国民の理解を得られるような制度づくりをやつていかなければなりません。そして、特に今、余剰電力を買い取る場合、当然、電気代に上乗せが行きます。上乗せが行くということもきちんと明確にしなければなりません。

そこで、まず経産省にお聞きしたいと思ひます。エネルギー供給構造高度化法案などにもちゃん

とこの電気代に上乗せするんだということを明記するべきだと思われ、もしくは国民理解を進めるためにきちんとした対策を打つべきだと思われ、すが、どうでしょうか。

○羽藤政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま、太陽光発電に係ります新たな買い取り制度についてのお尋ねがございました。

これは、御指摘のとおり、国民全員に参加をしていただくということで、広く薄く負担を求めてまいりたい、そのように考えておるものでございます。あわせて、ドイツのように高額な負担をお願いするような事態とならないよう、制度設計をしつかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、三年から五年ぐらいでコストが半減するというふうに見通されておりますので、そういう太陽光発電に限定すること、それから買い取りの対象でございますけれども、これも自家消費を超える余剰電力に限定するということが、発電事業目的で設置されるものについては対象としないということ、こういったことを含めまして、標準的な一般家庭における負担水準については月額数十円から百円程度に抑えたい、そのような形で制度設計を進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、国民の理解をどのように得ていくのかというお尋ねがございましたけれども、今後、国会の御審議を通じて、また政府といたしましても、費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与する、そのための広報活動などを通じて国民に周知徹底を図りまして、その理解と協力を得るよう努めてまいりたい、そのように考えております。

○村井委員 重ねて経産省にお聞きしたいと思うんですが、せっかく今回そういう制度をつくるわけです。国民に新たな電気代の上乗せの負担を強いるわけですから、国民の皆さんに御理解いただくためには、新しい義務を課すわけです、当然その義務は国会でちゃんと決めるべきだと思うんですが、法律に盛り込むか、もしくは何らかのことを

政府や国会で発言し決定するべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○羽藤政府参考人 お答えを申し上げます。

法律上の位置づけも含めまして、これは、私も今国会で御審議をお願いしておりますいわゆるエネルギーの供給構造の高度化の法案において御審議をいただけるものというふうに思っております。

いずれにいたしましても、その高度化法案において、きちんとこの負担についての根拠づけというものを明確にさせていただきたいというふうに考えております。

○村井委員 今、今後の審議に応じてという話だったんですが、私はきちんと明確に法律に載っけてしまおう、そして、国民の皆さんに、これから余剰電力を買い取るんだ、今、産業構造を転換して新しいエネルギーをやるためには電気代の上乗せで負担を皆さんに強いるんだということを御理解いただくというののも当然我々政治家の使命じゃないかというふうに思っています。新しい負担になることを避けたり隠したりするんじゃないかと、国民のためになって、未来のためになるんだということを堂々と主張すべきだというふうに思っています。

さて、次の話なんですが、太陽光発電世界一奪還計画、すばらしい話だと思うんですが、世界一奪還という中で、まず、何で私たちが世界一を言うかという、それは、たくさんつくることによってコストを減らしていくことができるからだと思うんですが。

そんな中で、世界一の基準というのは二つあるんです。一つは、日本国内でどれだけ太陽光パネルが乗っついて、どれだけ発電しているか、これが一つ目の考え方。もう一個は、日本国内のメーカーの太陽光発電の生産量、これが二つ目の見方です。

二つ目になると一個目と違って、例えば、日本国内でつくって海外に輸出して設置した分も含まれるわけですね。日本国内の太陽光発電のコストを

下げていくためには、どちらかというと、設置量じゃなくて生産量で決まってくるはずなんです。

だとすると、二番目の点、つまり、世界一奪還という中には、今政府が中心に見ている設置量じゃなくて、生産量というののも本当に大事になってくるし、むしろそっちの方が大事だと思うんですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○斎藤国務大臣 コスト削減のために生産量こそ大切だ、そのとおりだと思います。導入量も大切ですが、生産量も大切です。

我が国の太陽光発電の生産量は世界一でございます。しかし、各メーカーの状況を見ておりますと、生産されたものの七、八割は海外に輸出されており、今後、コストの削減を図り、我が国を低炭素社会にするためには、本当は国内におけるさらなる需要喚起が非常に重要だ、そして生産量もトップにしていこうということが必要だと思えます。

なお、太陽光発電の国内需要の増加は、地球温暖化対策として重要であるだけでなく、国内メーカーのみならず地域の工業者に対する経済波及効果が期待できる点でも重要だと認識しております。

○村井委員 我々が今やろうとしているグリーン・ニューディール政策、もちろん、大臣がおっしゃられている緑の革命、それはそれでいいんです。特に大事なのは、世界全体のCO₂排出量を減らすということ、もう一個は、これによって国内の雇用そして産業をしっかりとつくることなんです。だとするならば、特に、海外に設置してもいいから、どんなに生産してこれで経済を活性化させ、そして太陽光発電を通じて雇用というものをつくる、そういう政策をとっていくべきだと思うんですが。

そして、もう一つお話ししたいのが、今週の週刊東洋経済という雑誌なんです、なるほど、おもしろいなと思ったんです。タイトルが「新エネルギーバブル」というふうに書いてありまして、今、世界全体で経済が悪いと言っているけれど、

でも、この分野に関してはほとんど成長して活発になっているという記事が特集で組まれているんです。この点、我々も今世界へ向けてやるべきだし、経済対策としては本当にすばらしいと思うんです。同時に、CO₂削減という我々環境委員会の目的も達成できれば、こんなすばらしいことはない。

その中で、おやっと思った違いを感じたんです。世界全体の中で、特に書いてあるのは、太陽熱発電という話がよく出てくるんです。この特集は、「太陽熱発電が建設ラッシュ 省エネのIT活用も武器に」という記事の中で、おやっと思つたんです。日本国内は、太陽光発電には注目がどんどんどんどん集まっているのに、太陽熱発電の話はあまり出ていないんです。

同じ太陽なんです、なぜ日本は太陽熱発電が余り普及できないのか、そして、この太陽熱発電を普及して世界と同じようにこれをやっていくためにはどんな支援が必要なのかについてお聞きしてよろしいでしょうか。

○羽藤政府参考人 お答えを申し上げます。

太陽熱の利用でございますけれども、これは一つには、委員が今御指摘ございました、太陽熱発電として、太陽光を反射鏡などによりまして集めまして、そして高温の熱エネルギーに変換をして蒸気タービンなどで回して電気をエネルギーを得るという、このシステムが一つございます。それからもう一つには、従来から我が国では、太陽熱温水器やソーラーシステムという形で、給湯や空調のシステムとしてこれらが導入をされてきたというところがございます。特に太陽熱温水器やソーラーシステムの経験でございますけれども、これは、用途が給湯、空調の熱利用に限定されておつたこと、それから水を取り扱うことから定期的なメンテナンスが必要になった、こういう課題がございまして、そういう意味での太陽熱の利用というのにつきましましては、九〇年代をピークといたしまして、それ以降、廃棄量が新規の導入量を上回っている、こういった状況でございます。

す。

今後、この太陽熱の利用についての支援でござい
ますけれども、私どもは、まず太陽熱利用設備
を導入していきます自治体や事業者に対する補助
の実施、それから太陽熱の利用設備を導入する事
業者に対する税制措置の優遇、こういったことに
加えまして、現在は、太陽熱の高度利用のシステ
ムフィールドテスト事業ということに取り組んで
おりまして、特に農業分野、福祉施設といったよ
うなところで利用用途が見込まれる、そういった
ものについての集中的な支援もあわせて実施をし
ておるところでございます。

このような取り組みを通じて、太陽熱利用
につきますも、今後、普及促進に努めてまいり
たいというふうに考えております。

○村井委員 人類は今、どんどんどんどんエネ
ルギーを進歩させてきていると思うんです。昔はま
きを使っていた、その後は石炭を使っていた、そ
れから石油の文明に変わって、次は太陽の文明に
変わっていく可能性が高い中で、ぜひこういった
太陽光の余剰電力をしっかりと買い取ると同時に太
陽熱も使っていく、新しい技術をどんどんどんど
ん、太陽の利用の仕方を広げるべきだと思うん
です。

太陽光といっても紫外線から赤外線まで幅広く
光のエネルギーがあつて、今のところその一部し
か使えていないんですが、例えば新しい技術革新
で、もっともつと幅広く太陽のエネルギーを利用
することができるようなんです。こういった技術
革新にこそ投資をしていくことで、我々は次の文
明へ行くことができる、そしてその次の文明とい
うのが環境分野でも地球に優しいものに変わって
いく、ぜひそういった方向へどんどんどんどん進
めていきたいと思っています。

そして、次にお話をしたいのが、この間、私の
地元の北陸である判決が出ました。志賀原子力発
電所二号機の運転差し止め控訴訴訟の判決とい
うのが出ました。一番では運転差し止めという話
だったんですが、逆転することになりました。

このことが地球温暖化に与える影響、CO₂排
出量に与える影響についてお話しただいてよろ
しいでしょうか。

○西山政府参考人 北陸電力の試算によりまし
と、志賀の二号機が年間を通じて停止した場合に
は、日本全体でCO₂排出量は年間六百七十万ト
ン程度増加するというところでございます。これは、
一九九〇年の日本全体のCO₂排出量の十二億六
千万トンベースにいたしますと、約〇・五三%
に当たります。

○村井委員 今回の判決は二号機だけなんです
が、二号機の話が出たのでついでに。

一号機が今とまっています。これが今後どう
なっていくか、そして、一号機が動いた場合、日
本が今六%削減というのを打ち出しているわけ
ですが、そのうちの何%ぐらい削減することになる
のかというお話、それから今後の見通しについて
お聞きしてよろしいでしょうか。

○加藤政府参考人 先生お尋ねの件につきまし
て、まず、一号機の今後の見通しという点につ
いて原子力安全・保安院からお答えさせていただきます
たいと思います。

この志賀原子力発電所の一号機でございます
が、平成十一年の六月に臨界事故を起こしてい
ながらそれを隠していたということが平成十九年の
三月に明らかになりました。原子力安全・保安院
といたしましては、それを非常に重く受けとめま
して、北陸電力に指示いたしましたして、原子炉をと
めて安全対策の総点検、また再発防止策の検討、
実施というものを求めてまいったわけでございま
す。

これにつきまして、原子力安全・保安院では、
平成十九年度には、特別な保安検査、ふだんより
期間を長く強く行うという形の保安検査を行いま
して、北陸電力による再発防止対策などが着実に
実施されているということを確認いたしました。
また、引き続き、今年度、平成二十年度も年四
回の保安検査を行いまして、それらが浸透、定着
しているということを確認したところでございま
す。

す。

また、この一号機の施設についてであります
が、通常の定期検査を強化した特別な検査というものを
平成十九年の七月から実施してまいりまして、
これにつきましては、三月の十二日までに、原子
炉の起動前に行うべき検査、五十四項目を終了
いたしました、技術基準に適合しているということ
を確認いたしました。

それで、北陸電力では、私どもの今年度の保安
検査が終了いたしました翌日の三月十九日に、石
川県及び志賀町に対して運転再開の申し入れ
を行いまして、それを受けまして、現在、石川県
志賀町におきまして、その扱いについて検討がな
されているものと承知しております。

○西山政府参考人 北陸電力の試算によりまし
と、志賀一号機が年間を通じて停止した場合と稼
働した場合とを比較いたしますと、その差は年間
二百七十万トン程度とこのところでございます、こ
れは、一九九〇年の日本全体のCO₂排出量の〇・
二一%に当たります。

○村井委員 ありがとうございます。

私自身は、CO₂排出量が少ない電力にどんど
んどんどん転換していくべきだという立場でいろ
いろなお話をさせていただいているんですが、太
陽光はもちろん、原子力も必要だと思っております。

その上で、特に今注目されている太陽光の場合、
一個だけ問題がある。それは何かというと、安定
性の問題です。たくさん発電している時間もある
ば、ぱつと天気が悪くなつて発電量が落ちたりも
する。そんな中で、しっかりと、逆潮流が起これ
ぬようにしたり、また、いきなりだつと発電量が
ふえたときにどうするかという対策なども考えた
ら、送電網、配電網というものをきちんと整備し
ていかなければならないと考えるんです。特に、
自然エネルギーをたくさん導入しようと考えれば
考えるほど、送電網を強化していかなければな
らない。

オバマさんのグリーン・ニューデール政策と
いうのを見ていると、公費で投入しているのは、

もちろん発電自身のこういったところもそうなん
ですが、やはり送配電網にこそ公費をどんどん投
入して支援をしているわけです。

日本も、これから本当にそういった形でCO₂
排出量を減らしたエネルギー革命をやっていくた
めには送配電網の整備が必要だと考えるんです
が、経産省としてはどのようにお考えでしょ
うか。

○西山政府参考人 まさに委員おっしゃったと
おり、出力が不安定な太陽光などの新エネルギーの
大量導入を実現しながら電力の安定供給を維持す
るためには、系統安定化対策が不可欠になるもの
と考えております。

経済産業省におきましては、資源エネルギー庁
の中に低炭素電力供給システムに関する研究会を
設置いたしまして、太陽光発電の大量導入時にど
のような対策が必要になるかということを検討し
てきたところでございます。具体的に申しますと、
一つには配電網の電圧が上昇した場合の逆潮流の
困難化、第二に余剰電力が発生すること、第三に
周波数の調整力が不足する可能性があることとい
う三つの課題について検討いたしました。

このうち、電圧の上昇対策としては電柱の上に
あります変圧器の数をふやすことによつて、ある
いは、余剰電力対策としては蓄電池などを設置す
ることによりまして、技術的には対応可能と考え
られております。今後、太陽光などの導入量に応
じた設備の設置が進むものと思われま

他方で、太陽光発電の大量導入に伴う周波数の
調整力不足対策というのが一つ問題でございま
して、系統全体を適切に制御するための先進的なシ
ステムの構築、太陽光パネル自体とかあるいは系
統に投入される蓄電池の制御技術の開発などに取
り組んでいくことが必要と考えております。

このために、平成二十一年度政府予算案におき
まして、全国二百カ所程度に太陽光パネルを設置
して、刻一刻と変化する出力の変動などを実測の
データに基づいて分析する事業を計上させていた
だいているところでございます。この事業は、今

後の関連する技術開発の基礎となるものと考えています。

経済産業省といたしましては、今後とも、系統安定化のために必要となる対策につきまして、積極的な支援を行うことによって、新エネルギーの大量導入と電力の効率的な安定供給の両立が可能となるように、万全を期してまいりたいと思っております。

○村井委員 関連でもう一個質問したいと思うんです。

確かに、電圧の部分、周波数の部分、そういったところをしっかりと支援していかないと、どんどん太陽光パネルをつくるだけじゃだめだと思ふんです。今おっしゃられたように、対策する方法はある。変圧器をつけるだとか、また周波数だとか、余剰電力分を蓄電する技術がある。それを本当にやるためには、どこかにコストが必要だと思ふんです。

そのコストをどうするのか。例えば、それぞれ太陽光パネルをつけた人にコストを負担してもらうのか、それとも電気代に上乗せして広く消費者にコストを負担してもらうのか、はたまた公費でその部分を負担していくのか。本当にそれを安定供給し、次世代へ向かった送配電網の整備のためのコスト負担をどうあるべきだと経産省は考えておられるんでしょうか。

○西山政府参考人 太陽光発電の大量導入に伴います系統安定化対策を電力会社が行う場合には、その費用負担につきましては、まず原因者が明確に特定される場合には原因者の負担、それ以外の場合には電気料金を通じて需要家から回収するということが基本となると考えられます。

しかしながら、原因者負担の考え方に關しましては、原因者を明確に特定できるかという問題があります。あるいは、特定できる場合でも、設置者負担とすると太陽光発電の普及が遅延あるいは抑制される可能性があるという御指摘もありま

す。こういったことを踏まえまして、今後、先ほど

申しましたようないろいろなプロジェクトを通じて実運用のデータなど客観的な材料を調べまして、それに基づいて公的な支援の要否を含めた検討が必要となると考えられます。

○村井委員 次に、別の話へ転換したいと思うんです。

二〇一〇年にCOP10が日本で開かれます。生物多様性の話の中でいつも気になるのは、なかなか数値化できていなくて客観的に判断しづらい、客観的に議論しづらいというのをすごく感じているんです。

先日ちょっと見たときに、WWFさんがエコロジカルフットプリントという、きょうお配りした資料なんです。こういう数値を出してしました。何かというと、人類がそれぞれ地球に対して必要な需要、特に資源の供給とか廃棄物の吸収に必要な土地の面積というものを数値化して、これで需要と供給のバランスを見よう。つまり、必要な土地の量や必要な生物多様性の量と今実際にある分、こういったものを比較するようなシステムをつくると客観的に見やすいと思うんです。

では、今環境省としてこういったものを認めているのかどうか、そして、もしこのエコロジカルフットプリントもしくはそれに似たような数値を使うとしたら、日本人は一人当たり何ヘクタールぐらいこういった土地が必要と考えるのか、教えていただけますでしょうか。

○小林政府参考人 今のエコロジカルフットプリントの御質問でございますけれども、環境省は、さかのぼってみますと平成八年の環境白書でこれを紹介させていただきまして、平成十八年に定めました第三次環境基本計画の中でも、環境政策が進捗しているかどうかの指標ということで、いろいろな指標があらうかと思ひます。CO₂の排出量もあらうかと思ひますが、今御指摘のとおり、生態系の総合的な生産性を人間の活動が上

回っていないかという観点で大変わかりやすい指標であるということで、これも取り上げさせてい

ただきまして、政策の進捗管理ということに使わせていただいております。

この指標の中身については今村井委員お配りの資料のとおりでございますので、その紹介は時間の関係で省略させていただきますが、結論から申し上げますと、日本の場合には、日本人と同じ暮らしを世界の人が行った場合に、地球がもう一個と三分の一です。一・三個分余分に要することになるということでございます。ちなみに、アメリカの場合にはさらに三・五個分余分になるというようなことで、国によって大分差があるようでございます。大変便利な指標だということで、私どもも活用させていただいているのが現状でございます。

○村井委員 CO₂の場合は、何トン出した、何トンまでがいい、こういう取引制度というのはすごくやりやすいし、客観的に数値化されるのに、生態系の話というのは数値化されないということが非常に問題だと私は感じているんです。では、国際会議に行つたときもこれが議論できるかという、数値化されていないから議論しづらいし、見える化されているものはいろいろな話で対策を打てるんですが、なかなか今この問題は対策を打ちづらい状態にあります。

そんな中で、大臣にちよつとお聞きしたいんです。それまで大臣であるかもしれないという前提でお聞きするんですが、国際会議のときに、議長国として、きちんとこういった数値化をして、エコロジカルフットプリントもしくはほかの指標でも結構なんです。具体的な数字で議論したり客観的に議論したりするためのこういったものを世界各国に呼びかけて指標として取り扱って国際会議をやるべきだと思ふんですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○斉藤国務大臣 今、国際会議、二〇一〇年です。から来年ですけれども、名古屋で開催されるCOP10、これはここ十年来で日本で開催される一番大きな国際会議になるのではないかと、一万人ぐ

ております。

国際生物多様性年の来年に日本でこの国際会議が開かれる。そこでは、二〇一〇年目標の達成状況、つまり、生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという達成状況の評価と、新しい次の目標を決めるという予定でございます。

そういう中で、達成状況を評価する、また次の目標を決めるというときに、それを定量的に決めなきゃいけない。我々、生物多様性が失われるという非常に感覚的な議論はしているんですけども、なかなかそれを定量的に表現する方法がないというのは村井委員仰せのとおりでございます。

生物多様性の現状を科学的に把握するための総合的な評価をどのようにしていくかという検討も今環境省で行っておりまして、いろいろな諸国の意見調整を進めて、わかりやすい指標そして新しい目標を決めたいと思っております。

そのわかりやすい指標なんです。いわゆる生態系サービスということで、酸素の供給、植物の光合成、気候の安定、それから安全、安心の基礎、食べ物、豊かな文化といういろいろあるわけですが、定量的な評価ができるようなものをつくるように努力をしていきたいと思ひます。

○村井委員 ぜひそういった中で、国際会議の中で需要と供給をすべて数値化して、理想論じゃなくて、どれだけ必要なんだ。CO₂の場合には、六%削減という約束にしました。だけれども、生態系の問題でも、実際日本の数字はこれだけで、これだけにしなきゃならないんだ、ほかの国の数字はこれだけで、これだけにしなければならいんだという、具体化すれば具体化するほど実際の対策というのはできると思ふんです。そして、国際会議の中で、きちんとそれを数値化した目標値を掲げて、国際的に約束していただければと思ひます。

そんな中で、あと最後にもう一個、二分ほどだけお時間をいただいたので聞きたいと思ふんですが、最初の太陽光発電の話にちよつと戻したいと思ふんです。

太陽光発電の中で、たくさんつくればたくさんつくるほどコストは安くなつていきます。大体物事というのは、十倍つくつたら値段は半分ぐらいになつていくわけですが、では、そのたくさん生産量を上げていく中で一個考えなければならぬなと思うのは、いろいろな公的な建物があります。市役所でもそうですし、公立学校でもいいです。こういったところには積極的に太陽光発電をつけるんだというふうにとどんどん進めていくべきだし、もつと言えば義務化していくべきだと思ふんですが、大臣はどうお考えでしょう

○斉藤国務大臣 村井委員おっしゃるように、低コスト化のために、一つは技術開発、そしてもう一つは、生産量を増大させることが重要だと思ひます。

その生産量を増大させるためには、公的機関への導入ということも非常に大きな柱でございまして、三月十八日の経済財政諮問会議において「緑の経済と社会の変革」の具体的なアイデアを紹介した際にも、学校、それから庁舎、これは国、市町村庁舎、公園など、公共部門での率先導入の重要性について説明を申し上げたところでござい

ます。環境省としても、地方公共団体の建物への率先的な導入支援などを行ってきたところでございまして、今後とも、関係省庁と連携し、公的機関への導入を爆発的に図るよう頑張つていきたいと思ひます。

○村井委員 ぜび、やるからには義務的なところまで持っていって、しっかりと、公的機関はほぼ一〇〇%もしくは九十数%の達成率にしていただけだと思います。

終わります。ありがとうございました。

○水野委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案及び第百六十八回国会、参議院提出、土壤汚染対策

法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

内閣提出、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案について趣旨の説明を聴取いたします。斉藤環境大臣。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○斉藤国務大臣 ただいま議題となりました土壤汚染対策法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

土壤汚染対策法の施行から六年が経過し、この間、法に基づく土壤汚染の調査、対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壤汚染の調査、対策が広く実施されるようになってまいりました。

一方で、残土置き場や造成地等において、土壤汚染地から搬出された汚染土壌が不適正に処理される事例も見られます。

こうした現状にかんがみ、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充、講ずべき措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充についてであります。

土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者に対して都道府県知事への届け出を義務づけるとともに、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対して、土壤汚染の調査をすべきことを命ずることができることとしております。また、土地の所有者等は、特定有

害物質による土壤汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤が汚染されていると認料するときは、都道府県知事に対して、規制対象区域として指定をすることを申請することができることとしております。

第二に、講ずべき措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類についてであります。

土壤汚染の調査の結果、特定有害物質による土壤汚染の状態が基準に適合しない土地を、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域と、形質の変更の際に届け出が必要な区域に分類して指定することとするとともに、措置を講ずることが必要な区域については、講ずべき措置の内容を指示することとしております。

第三に、汚染土壌の適正処理の確保についてであります。

規制対象区域から汚染土壌を搬出しようとする者に対し、都道府県知事へ届け出ること、及び汚染土壌の処理を都道府県知事の許可を受けた処理業者に委託することを義務づけるとともに、汚染土壌の運搬を行う者に対し、運搬に関する基準の遵守を義務づけることとしております。また、当該汚染土壌の搬出をしようとする者が当該汚染土壌の運搬または処理を他人に委託する場合について、当該運搬または処理を委託する者及び当該運搬または処理を委託された者に対し、管理票による汚染土壌の管理を義務づけることとしております。

さらに、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、当該許可を受けた者に対し、処理に関する基準に従い汚染土壌の処理を行うこと等を義務づけることとしております。

このほか、指定調査機関の指定の更新制度等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

目次中「第四条」を「第五条」に、第三章第四章

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○水野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次に、第百六十八回国会、参議院提出、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案につきまして、第百六十九回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○水野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る二十七日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十七日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案内閣提出

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案内閣提出

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

指定区域の指定等（第五条・第六条）
土壤汚染による健康被害の防止措置（第七条）第

「第三章 区域の指定等」

第一節 措置実施区域（第六条―第十条）

第二節 形質変更届出区域（第十一条―第十三条）

九条」を
第三章 雑則（第十四条―第十五条）
に、「第十条―第十九条」を

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壌の搬出時の措置（第十六条―第二十一条）

第二節 汚染土壌処理業（第二十二条―第二十八条）

「第二十九条―第四十三条」に、「第二十条―第二

十八条」を「第四十四条―第五十三条」に、「第
二十九条―第三十七条」を「第五十四条―第六十
四条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第六
十五条―第六十九条」に改める。
第二条第二項中「及び第四条」を「第四条第
二項及び第五条」に改める。
第三条に次の二項を加える。

4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確
認に係る土地の利用の方法の変更をしようとし
るときは、環境省令で定めるところにより、あ
らかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なけ
ればならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合に
おいて、当該変更後の土地の利用の方法からみ
て土壌の特定有害物質による汚染により人の健
康に係る被害が生ずるおそれがないと認められ
ないときは、当該確認を取り消すものとする。
「第三章 指定区域の指定等」を「第三章 区
域の指定等」に改める。
第六条を削る。

第五条の見出しを「措置実施区域の指定等」に
改め、同条第一項中「土壌汚染状況調査の結果、
当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が
環境省令で定める基準に適合しない」を「土地が
次の各号のいずれにも該当する」に、「その」を
「その」に、「汚染されている」を「汚染されて
おり、当該汚染による人の健康に係る被害を防止
するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止
その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」とい
う。）を講ずることが必要な」に改め、同項に次の

各号を加える。
一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌
の特定有害物質による汚染状態が環境省令で
定める基準に適合しないこと。
二 土壌の特定有害物質による汚染により、人
の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれ
があるものとして政令で定める基準に該当す
ること。
第五条第四項中「土壌の特定有害物質による汚
染の除去」を「汚染の除去等の措置」に、「指定
区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第六
条とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。
第一節 措置実施区域
第四条第一項中「前条第一項本文」を「第三条
第一項本文及び前条第二項」に、「同項の環境大
臣が指定する者に同項」を「指定調査機関に第三
条第一項」に改め、同条第二項中「おいては」を
「おいて」に改め、第二章中同条を第五条とし、第
三条の次に次の一条を加える。
（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が
行われる場合の調査）
第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更
（以下「土地の形質の変更」という。）であつて、
その対象となる土地の面積が環境省令で定める
規模以上のものをしようとする者は、当該土地
の形質の変更に着手する日の三十日前までに、
環境省令で定めるところにより、当該土地の形
質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令
で定める事項を都道府県知事に届け出なければ
ならない。ただし、次に掲げる行為については、
この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省
令で定めるもの
二 非常災害のために必要な応急措置として行
う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形
質の変更の届出を受けた場合において、当該土
地が特定有害物質によつて汚染されているおそ
れがあるものとして環境省令で定める基準に該
当すると認めるときは、環境省令で定めるとこ
ろにより、当該土地の土壌の特定有害物質によ
る汚染の状況について、当該土地の所有者等に
対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以
下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令
で定める方法により調査させて、その結果を報
告すべきことを命ずることができる。
第四章の章名を削る。
第七条の見出しを「（汚染の除去等の措置）」に改
め、同条第一項から第三項までを次のように改め
る。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたと
きは、環境省令で定めるところにより、当該汚
染による人の健康に係る被害を防止するため必
要な限度において、措置実施区域内の土地の所
有者等に対し、相当の期限を定めて、当該措置
実施区域内において汚染の除去等の措置を講ず
べきことを指示するものとする。ただし、当該
土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土
地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたこ
とが明らかな場合であつて、その行為をした者
（相続、合併又は分割によりその地位を承継し
た者を含む。以下この項及び次条において同
じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが
相当であると認められ、かつ、これを講じさせ
ることについて当該土地の所有者等に異議がな
いときは、環境省令で定めるところにより、そ
の行為をした者に対し、指示するものとする。
2 都道府県知事は、前項の規定による指示をす
るときは、当該措置実施区域において講ずべき
汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省

令で定める事項を示さなければならない。
3 第一項の規定により都道府県知事から指示を
受けた者は、同項の期限までに、前項の規定に
より示された汚染の除去等の措置（以下「指示
措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有
すると認められる汚染の除去等の措置として環
境省令で定めるもの（以下「指示措置等」とい
う。）を講じなければならない。
第七条第四項中「第一項、第二項又は前項にお
いて読み替えて準用する第四条第二項」を「前三
項」に、「汚染の除去等の措置の実施」を「指示
措置等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第
三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措
置等を講じていないと認めるときは、環境省令
で定めるところにより、その者に対し、当該指
示措置等を講ずべきことを命ずることができる。
5 都道府県知事は、第一項の規定により指示を
しようとする場合において、過失がなく当該指
示を受けるべき者を確知することができず、
かつ、これを放置することが著しく公益に反す
ると認められるときは、その者の負担において、
指示措置を自ら講ずることができる。この場合
において、相当の期限を定めて、指示措置等を
講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等
を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる
旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
第八条第一項中「前条第一項の命令」を「前条
第一項本文の規定により都道府県知事から指示
に改め、「所有者等は」の下に、「当該土地にお
いて指示措置等を講じた場合において」を加え、
「命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用を」
を「指示措置等に要した費用について、指示措置
に要する費用の額の限度において」に改め、同項
ただし書中「汚染の除去等の措置」を「指示措置
等」に改め、同条第二項中「汚染の除去等の措置
」を「指示措置等」に改める。
第四十二条中「第九条第二項又は第三項」を「第

十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条」に改め、同条を第六十九条とする。

第四十一条中「前条第一号」を「前条第二号」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十条第二号中「第二十九条第一項若しくは第三項」を「第五十四条第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十六条」を「第五十条」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

第四十条を第六十七条とする。

第三十九条中「第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三条第四項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者

三 第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

八 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者

第三十九条を第六十六条とする。

第三十八条中「第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

三 第二十二條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者

五 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けた者

六 第二十六条の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者

第三十八条を第六十五条とし、第七章中第三十七条を第六十四条とし、第三十六条の二を第六十三条とし、第三十六条を第六十二条とし、第三十五条を第六十条とし、同条の次に次の一号を加える。

（都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供）

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質によ

る汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

第三十四条を第五十九条とする。

第三十三条第一項中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十二条中「第三十七条」を「第六十四条」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置」を「第七条第五項の指示措置」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 第七条第一項の指示に関する事務

第三十二条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務

第三十二条を第五十七条とし、第三十一条を第五十六条とする。

第三十条中「第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十九条第一項中「指定区域」を「措置実施区域等」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に

対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であつた者に対し、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であつた者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十九条を第五十四条とする。

第二十八条第一項中「、第二十条第一項」を「、第四十四条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第五十二条とし、同条の次に次の一号を加える。

（公示）

第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十四条第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。

三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

第二十七条を第五十一条とする。

第二十六条中「第二十一条第一号」を「第四十五條第一号」に改め、同条を第五十条とし、第二

十五条を第四十九条とし、第二十二條から第二十四條までを二十四條ずつ繰り下げる。

第二十一條第一号中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条第二号中「土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更（次号において「土壤汚染状況調査等」という。）を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 土壤汚染状況調査

ロ 措置実施区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更届出区域における土地の形質の変更

第二十一條第三号中「土壤汚染状況調査等」を「前号イからハまでに掲げる事項」に改め、同条を第四十五條とする。

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「指定支援法人」を「前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十四條とする。

第十九條第一項第一号中「第十一條第一号」を「第三十條第一号」に改め、同項第二号中「第十三條第一項又は第十五條第一項」を「第三十三條、第三十五條、第三十七條第一項又は第三十八條」に改め、同項第三号中「第十四條第三項又は第十六條」を「第三十六條第三項又は第三十九條」に改め、同条第二項を削り、第五章中同条を第四十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

（公示）

第四十三條 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十三條第一項の指定をしたとき。

二 第三十二條第一項の規定により第三十三條第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十五條（同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。）又は第四十條の規定による届出を受けたとき。

第十八條中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第四十一條とする。

第十七條第一項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十條とする。

第十六條中「第十二條各号」を「第三十一條各号」に、「執るべきこと」を「講ずべきこと」に改め、同条を第三十九條とする。

第十五條第一項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

（帳簿の備付け等）

第三十八條 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第十四條の見出し及び同条第一項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第二項中「第三條第一項」の下に「及び第十六條第一項」を加え、「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第三項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十六條とする。

第十三條の見出し中「事業所の」を削り、同条第一項中「第三條第一項の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）は、土壤汚染状況調査」を「指定調査機関は、土壤汚染状況調査等」に、「所在地」を「名称又は所在地その他環境省令で定める事項」に改め、「ときは」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、「一週間前までに」を「十四日前までに、その旨を」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十五條とする。

第十二條各号中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十一條とし、同条の次に次の三條を加える。

（指定の更新）

第三十二條 第三條第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三條の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（技術管理者の設置）

第三十三條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの（次条において「技術管理者」という。）を選任しなければならない。

（技術管理者の職務）

第三十四條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

第十一條第二号中「第十九條第一項」を「第四十二條」に改め、同条を第三十條とする。

第十條の見出しを「（指定の申請）」に改め、同条第一項中「土壤汚染状況調査」の下に「及び第十六條第一項の調査（以下この章において「土壤汚染状況調査等」という。）を加え、同条第二項を削り、同条を第二十九條とする。

第九條の見出し中「土地」を「形質変更届出区域内における土地」に改め、同条第一項中「指定区域内」を「形質変更届出区域内」に改め、「土壤の採取その他の」を削り、同項ただし書中「の各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「指定区域」を「形質変更届出区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「指定区域」を「形質変更届出区域」に改め、同条第四項中「があった」を「を受けた」に、「受理した」を「受けた」に改め、同条を第十二條とし、同条の次に次の一條、一節及び一章を加える。

第十三條 第四條第一項の規定は、形質変更届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

（指定の申請）

第十四條 土地の所有者等は、第三條第一項本文、第四條第二項及び第五條第一項の規定の適用を受けたい土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六條第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと認料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一條第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三條第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六條第一項又は第十一條第一項の規定による指定をすることができ、この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

（台帳）

第十五條 都道府県知事は、措置実施区域の台帳及び形質変更届出区域の台帳（以下この条にお

いて「台帳」という。)を調製し、これを保管し
なければならぬ。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に
必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められた
ときは、正当な理由がなければ、これを拒むこ
とができない。

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壌の搬出時の措置

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 措置実施区域又は形質変更届出区域
(以下「措置実施区域等」という。)内の土地の
土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法に
より調査した結果、特定有害物質による汚染状
態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基
準に適合すると都道府県知事が認めたものを除
く。以下「汚染土壌」という。)を当該措置実施
区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受
けて当該汚染土壌の搬出のみを行うとする者
を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日
の十四日前までに、環境省令で定めるところに
より、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出
なければならぬ。ただし、非常災害のために
必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び
汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬
出を行う場合は、この限りでない。

一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状
態

二 当該汚染土壌の体積

三 当該汚染土壌の運搬の方法

四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土
壌を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地

六 当該汚染土壌の搬出の着手予定日

七 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出
に係る事項を変更しようとするときは、その届
出に係る行為に着手する日の十四日前までに、
環境省令で定めるところにより、その旨を都道

府県知事に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として汚
染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者は、
当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日
以内に、環境省令で定めるところにより、都道
府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出が
あった場合において、次の各号のいずれかに該
当すると認めるときは、その届出を受けた日か
ら十四日以内に限り、その届出を受けた者に対し、
当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずる
ことができる。

一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚
染土壌の運搬に関する基準に違反している場
合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更するこ
と。

二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚
染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受け
た者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に
委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚
染土壌処理業者に委託すること。

(運搬に関する基準)

第十七条 措置実施区域等外において汚染土
壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土
壌の搬出に関する基準に従い、当該汚染土
壌を搬出しなければならない。ただし、非常
災害のために必要な応急措置として当該搬
出を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ
搬出する者(その委託を受けて当該汚染土
壌の搬出のみを行う者を除く。)は、当該汚
染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しな
ければならない。ただし、次に掲げる場合は、
この限りでない。

一 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出
する者が汚染土壌処理業者であつて当該汚
染土壌を自ら処理する場合

二 非常災害のために必要な応急措置として当

該搬出を行う場合

三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当
該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要
な応急措置として汚染土壌を当該措置実施
区域等外へ搬出した者について準用する。た
だし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業
者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場
合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のい
ずれかに該当する場合において、汚染土
壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止
のため必要があると認めるときは、当該各
号に定める、当該汚染土壌の適正な運
搬及び処理のための措置その他必要な
措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚
染土壌を運搬した場合 当該運搬を行つた者

二 前条第一項(同条第二項において準用
する場合を含む。)の規定に違反して当
該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に
委託しなかった場合 当該汚染土壌を当
該措置実施区域等外へ搬出した者(その
委託を受けて当該汚染土壌の搬出のみ
を行つた者を除く。)

(管理票)

第二十条 汚染土壌を当該措置実施区域等
外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬
又は処理を他人に委託する場合には、環
境省令で定めるところにより、当該委託
に係る汚染土壌の運搬を受託した者(当
該委託が汚染土壌の処理のみに係るもの
である場合にあつては、その処理を受託
した者)に対し、当該委託に係る汚染土
壌の特定有害物質による汚染状態及び
体積、運搬又は処理を受託した者の氏
名又は名称その他環境省令で定める事
項を記載した管理票を交付しなければ
ならない。ただし、非常災害のために必要
な応急措置として当該搬出を行う場合
及び汚染土壌を試験研究の

用に供するために当該搬出を行う場合は、
この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要
な応急措置として汚染土壌を当該措置
実施区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運
搬受託者」という。)は、当該運搬を終了した
ときは、第一項(前項において準用する場
合を含む。)以下この項及び次項において
同じ。の規定により交付された管理票に環
境省令で定める事項を記載し、環境省令
で定める期間内に、第一項の規定により
管理票を交付した者(以下この条にお
いて「管理票交付者」という。)に当該管
理票の写しを送付しなければならない。こ
の場合において、当該汚染土壌について
処理を委託された者があるときは、当該
処理を委託された者に管理票を回付しな
ければならない。

4 汚染土壌の処理を受託した者(以下「処
理受託者」という。)は、当該処理を終了
したときは、第一項の規定により交付され
た管理票又は前項後段の規定により回付
された管理票に環境省令で定める事項を
記載し、環境省令で定める期間内に、当
該管理票の写しを送付しなければならない。
この場合において、当該管理票が同項後
段の規定により回付されたものであるとき
は、当該回付をした者にも当該管理票の写
しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管
理票の写しの送付を受けたときは、当該運
搬又は処理が終了したことを当該管理票
の写しにより確認し、かつ、当該管理票
の写しを当該送付を受けた日から環境省
令で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、環境省令で定める期
間内に、第三項又は第四項の規定による
管理票の写しの送付を受けるとき、又は
これらの規定に規定する事項が記載され
ていない管理票の写し若しくは虚偽の記
載のある管理票の写しの送付を受

けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（汚染土壌処理業）

第二十二条 汚染土壌の処理（当該措置実施区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があつるもの

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚

染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に關し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（改善命令）
第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二條第六項の環境省令で定める汚

染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に對し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二條第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至つたとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三條第一項の変更の許可を受けたとき。

（名義貸しの禁止）

第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもつて、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

（許可の取消し等の場合の措置義務）

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に對し、相

当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壤の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条 次の次の二条、節名及び一条を加える。
(措置実施区域における土地の形質の変更の禁止)

第九条 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更届出区域
(形質変更届出区域の指定等)

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項

第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が

特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該形質変更届出区域の全部又は

一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更届出区域の全部又は一部について第二項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の土壌汚染対策法(以下「新法」という。)第二十一条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

第三条 新法第四条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更

(同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八条において同じ。)に着手する者について適用する。

(指定区域の指定に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壌汚染対策法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更届出区域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更届出区域の台帳とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧法第七条第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(形質変更届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

第九条 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該措置実施区域等(同項に規定する措置実施区域等をいう。)外へ搬出しようとする者(そ

の委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)について適用する。

(指定調査機関の指定に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

(変更の届出に関する経過措置)

第十一条 新法第三十五条の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。

(適合命令に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に旧法第十六条の規定によりした命令は、新法第三十九条の規定によりした命令とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の

新設その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 第百六十八回国会 参議院提出

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、附則第四条及び第五条の規定によるもののほか、附則第四条に規定する土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第五条を附則第七条とする。

附則第四条中「前二条」を「附則第二条から前条まで」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第三条の見出しを削り、同条の次に次の二条を加える。

第四条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する土地（土壤汚染状況調査が行われていないものに限り。）を新たに特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であつて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の用に供しようとする場合については、第三条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項」とあるのは「当該土地を特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であつて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令

で定めるものをいう。次項において同じ。）の用に供しようとするもの又は同項」と、同条第二項中「水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限り。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合」とあるのは「附則第五条第一項の調査の結果、前項の土地が附則第四条に規定する土地であることが判明した場合」と、「当該有害物質使用特定施設を設置していた者」とあるのは「附則第五条第二項の届出をした者」と、「当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨」とあるのは「当該土地が附則第四条に規定する土地であつて特定公共施設等の用に供されようとするものである旨」とする。

第五条 前条の場合において、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が同条に規定する土地であるかどうかについては、都道府県知事が、次項の届出に基づき、環境省令で定めるところにより調査しなければならない。

2 土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の所在地
- 三 特定公共施設等の種類
- 四 届出をする者以外に土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の調査を行ったときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を前項の届出をした者に対し通知しなければならない。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則第三条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「新法」という。）附則第四条の規定により新法第三条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する場合においては、この法律の施行前に当該土地についてこの法律による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により行われた調査は、新法第三条第一項の調査とみなす。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十一年四月一日印刷

平成二十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P